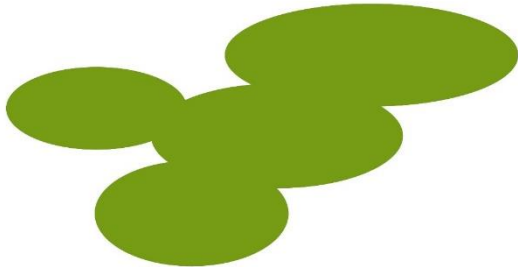
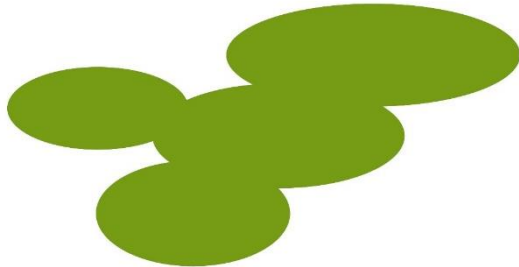


頁	現 行	修 正	摘 要
	奥出雲町地域防災計画 （地震災害対策編） 令和6年6月改訂  島根県 奥出雲町	奥出雲町地域防災計画 （地震災害対策編） 令和7年6月改訂  島根県 奥出雲町	・時点修正

奥出雲町地域防災計画（地震災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘 要
	奥出雲町地域防災計画（地震災害対策編） 目次	奥出雲町地域防災計画（地震災害対策編） 目次	
IX	第21節 廃棄物等の処理 第1～第5 （略） 第6 <u>産業</u> 廃棄部の処理	第21節 廃棄物等の処理 第1～第5 （略） 第6 事業者による 廃棄部の処理	・県地域防災計画に併せた修正
	第1編 総則	第1編 総則	
	第1章 計画の概要	第1章 計画の概要	
	第1 計画の目的	第1 計画の目的	
	第2 計画の性格等	第2 計画の性格等	
2	1～2 （略） 3 他の法令に基づく計画との関係 (1) （略） (2) 個別法に基づく地域防災計画への記載事項 （略） ア （略） イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 <u>7</u> 条第1項に規定する土砂災害に関する情報の収集等に関する事項 4～5 （略）	1～2 （略） 3 他の法令に基づく計画との関係 (1) （略） (2) 個別法に基づく地域防災計画への記載事項 （略） ア （略） イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条第1項に規定する土砂災害に関する情報の収集等に関する事項 4～5 （略）	・県地域防災計画に併せた修正
	第2章 防災の基本理念及び施策の概要	第2章 防災の基本理念及び施策の概要	
	第1 防災の基本理念及び施策の概要	第1 防災の基本理念及び施策の概要	
	第2 予防、応急対応、復旧・復興の各段階における基本理念及び施策の概要	第2 予防、応急対応、復旧・復興の各段階における基本理念及び施策の概要	
5	（略） 1 （略） 2 迅速かつ円滑な震災応急対策 (1) （略） (2) 災害応急段階における施策の概要は次のとおりである。なお、災害応急段階において、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。 ア～ク （略） ケ 指定避難所等で生活する被災者の <u>健康状態</u> の把握 <u>等</u> のために必要な活動 <u>等</u> を行うとともに、仮設トイレの設置、災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体の処理等を行う。 コ～ス （略） 3 （略）	（略） 1 （略） 2 迅速かつ円滑な震災応急対策 (1) （略） (2) 災害応急段階における施策の概要は次のとおりである。なお、災害応急段階において、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。 ア～ク （略） ケ 指定避難所等で生活する被災者の 保健・医療・福祉ニーズ等 の把握 <u>等</u> のために必要な活動 <u>等</u> を行うとともに、仮設トイレの設置、災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体の処理等を行う。 コ～ス （略） 3 （略）	・県地域防災計画に併せた修正
	第3章 地域防災計画において重点を置くべき事項	第3章 地域防災計画において重点を置くべき事項	
	第1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項	第1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項	
	第2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項	第2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項	
	第3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項	第3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項	
7	住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、防災マップの作成、避難 勧告 等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた屋内での待避等の指示を行うこと、避難行動要支援者名簿 <u>等</u> の作成及び活用を図ること。	住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、防災マップの作成、避難 指示 等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた屋内での待避等の指示を行うこと、避難行動要支援者名簿 及び個別避難計画 の作成及び活用を図ること。	・県地域防災計画に併せた修正
	第4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項	第4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項	

[illegible]

奥出雲町地域防災計画（地震災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘 要
	第3 想定地震	第3 想定地震	
16	島根県への影響及び地域性を考慮して以下に示す10地震とした。 想定地震一覧表 (表略) 注) マグニチュード (Mi) : 気象庁マグニチュード ※ ○ : 想定対象 — : 想定対象外	島根県への影響及び地域性を考慮して以下に示す10地震とした。 想定地震一覧表 (表略) ※ ○ : 想定対象 — : 想定対象外	・県地域防災計画に併せた修正
	第4 想定される被害の概要	第4 想定される被害の概要	
24	1～2 (略) 3 地震災害シナリオ (略) (1) 宍道断層の地震 (平日冬 18 時) 冬の平日 18 時頃、宍道断層を震源とするマグニチュード7.1 (気象庁マグニチュード) 規模の地震が発生。松江市で震度7の揺れを観測し、同市内では大きな被害が発生する。災害応急対策の中核を担う県庁や防災関係機関では、一部の建物が被災するとともに、固定していなかったキャビネットや什器が転倒し、負傷者が発生するなど、地震発生直後は混乱して機能が著しく低下する。 (以下省略)	1～2 (略) 3 地震災害シナリオ (略) (1) 宍道断層の地震 (平日冬 18 時) 冬の平日 18 時頃、宍道断層を震源とするマグニチュード7.1(気象庁マグニチュード)規模の地震が発生。松江市で震度7の揺れを観測し、同市内では大きな被害が発生する。災害応急対策の中核を担う県庁や防災関係機関では、一部の建物が被災するとともに、固定していなかったキャビネットや什器が転倒し、負傷者が発生するなど、地震発生直後は混乱して機能が著しく低下する。 (以下省略)	・県地域防災計画に併せた修正
24	(2) 宍道湖南方断層の地震 (平日冬 5 時) 冬の平日 5 時頃、宍道湖南方断層を震源とするマグニチュード7.3 (気象庁マグニチュード) 規模の地震が発生。雲南市の一部で震度6弱の揺れを観測し、雲南地区を中心に甚大な被害が発生する。松江・出雲地区では、揺れによる被害のほか、液状化による被害が大きい。 (以下略)	(2) 宍道湖南方断層の地震 (平日冬 5 時) 冬の平日 5 時頃、宍道湖南方断層を震源とするマグニチュード7.3_____規模の地震が発生。雲南市の一部で震度6弱の揺れを観測し、雲南地区を中心に甚大な被害が発生する。松江・出雲地区では、揺れによる被害のほか、液状化による被害が大きい。 (以下略)	・県地域防災計画に併せた修正
25	(3) 大田市西南方断層の地震 (平日冬 5 時) 冬の平日 5 時頃、大田市西南方断層を震源とするマグニチュード7.3 (気象庁マグニチュード) 規模の地震が発生。大田市の一部で震度7の揺れを観測し、大田・川本地区を中心に甚大な被害が発生する。 (以下略)	(3) 大田市西南方断層の地震 (平日冬 5 時) 冬の平日 5 時頃、大田市西南方断層を震源とするマグニチュード7.3_____規模の地震が発生。大田市の一部で震度7の揺れを観測し、大田・川本地区を中心に甚大な被害が発生する。 (以下略)	・県地域防災計画に併せた修正
25	(4) 浜田市沿岸断層の地震(平日冬 18 時) 冬の平日 18 時頃、浜田市沿岸断層を震源とするマグニチュード7.3 (気象庁マグニチュード) 規模の地震が発生。浜田市の一部で震度7の揺れを観測し、浜田市、江津市を中心に甚大な被害が発生する。 (以下略)	(4) 浜田市沿岸断層の地震(平日冬 18 時) 冬の平日 18 時頃、浜田市沿岸断層を震源とするマグニチュード7.3_____規模の地震が発生。浜田市の一部で震度7の揺れを観測し、浜田市、江津市を中心に甚大な被害が発生する。 (以下略)	・県地域防災計画に併せた修正
26	(5) 弥栄断層帯の地震(平日冬 5 時) 冬の平日 5 時頃、弥栄断層帯を震源とするマグニチュード7.6 (気象庁マグニチュード) 規模の地震が発生。益田地区で震度6強の揺れを観測し、同地区を中心に被害を受ける。 (以下略)	(5) 弥栄断層帯の地震(平日冬 5 時) 冬の平日 5 時頃、弥栄断層帯を震源とするマグニチュード7.6_____規模の地震が発生。益田地区で震度6強の揺れを観測し、同地区を中心に被害を受ける。 (以下略)	・県地域防災計画に併せた修正
26	(6) 鳥取県沖合(F55)断層の地震(平日冬 18 時) 冬の平日 18 時頃、鳥取県沖合(F55)断層を震源とするマグニチュード8.1 (気象庁マグニチュード) 規模の地震が発生。松江市で震度6強の揺れを観測し、同市内では大きな被害が発生する。 (以下略)	(6) 鳥取県沖合(F55)断層の地震(平日冬 18 時) 冬の平日 18 時頃、鳥取県沖合(F55)断層を震源とするマグニチュード8.1_____規模の地震が発生。松江市で震度6強の揺れを観測し、同市内では大きな被害が発生する。 (以下略)	・県地域防災計画に併せた修正

奥出雲町地域防災計画（地震災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘 要
27	(7) 島根半島沖合 (F56) 断層の地震(平日冬 18 時) 冬の平日 18 時頃、島根半島沖合 (F56) 断層を震源とするマグニチュード 7.7 (氣象庁マグニチ ュード) 規模の地震が発生。松江市で震度 7 の揺れを観測し、同市内では大きな被害が発生する。 (以下略)	(7) 島根半島沖合 (F56) 断層の地震(平日冬 18 時) 冬の平日 18 時頃、島根半島沖合 (F56) 断層を震源とするマグニチュード 7.7 _____ 規模の地震が発生。松江市で震度 6 強の揺れを観測し、同市内では大きな被害が発生する。 (以下略)	・県地域防災計画に併せた修正
28	(8) 島根県西方沖合 (F57) 断層の地震(平日冬5時) 冬の平日 5 時頃、島根県西方沖合 (F57) 断層を震源とするマグニチュード 8.2 (氣象庁マグニ チュード) 規模の地震が発生。出雲市で震度 6 弱の揺れを観測し、同市を中心に甚大な被害が発生する。 (以下略)	(8) 島根県西方沖合 (F57) 断層の地震(平日冬5時) 冬の平日 5 時頃、島根県西方沖合 (F57) 断層を震源とするマグニチュード 8.2 _____ 規模の地震が発生。出雲市で震度 6 弱の揺れを観測し、同市を中心に甚大な被害が発生する。 (以下略)	・県地域防災計画に併せた修正
29	(9) 浜田市沖合断層の地震(平日冬 5 時) 冬の平日 5 時頃、浜田市沖合断層を震源とするマグニチュード 7.3 (氣象庁マグニチ ュード) 規模の地震が発生。浜田地区の一部で震度 6 強の揺れを観測し、浜田・大田地区を中心に被害を受ける。 (以下略)	(9) 浜田市沖合断層の地震(平日冬 5 時) 冬の平日 5 時頃、浜田市沖合断層を震源とするマグニチュード 7.3 _____ 規模の地震が発生。浜田地区の一部で震度 6 強の揺れを観測し、浜田・大田地区を中心に被害を受ける。 (以下略)	・県地域防災計画に併せた修正
29	(10) 青森県西方沖合 (F24) 断層の地震(平日冬 5 時) 冬の平日 5 時頃、青森県西方沖合 (F24) 断層を震源とするマグニチュード 8.4 (氣象庁マグニチ ュード) 規模の地震が発生。震源が遠いことから、島根県における地震の揺れは極めて小さく、揺れによる被害は発生しない。 (以下略)	(10) 青森県西方沖合 (F24) 断層の地震(平日冬 5 時) 冬の平日 5 時頃、青森県西方沖合 (F24) 断層を震源とするマグニチュード 8.4 _____ 規模の地震が発生。震源が遠いことから、島根県における地震の揺れは極めて小さく、揺れによる被害は発生しない。 (以下略)	・県地域防災計画に併せた修正
	第 6 章 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱	第 6 章 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱	
	第 1 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱	第 1 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱	
	第 2 国、県、町、指定地方公共機関、町民及び事業所の責務	第 2 国、県、町、指定地方公共機関、町民及び事業所の責務	
	第 7 章 計画の運用等	第 7 章 計画の運用等	
	第 1 平常時の運用	第 1 平常時の運用	
	第 2 災害時の運用	第 2 災害時の運用	
	第 2 編 地震災害対策計画	第 2 編 地震災害対策計画	
	第 1 章 地震災害予防計画	第 1 章 地震災害予防計画	
	第 1 節 地盤災害の予防	第 1 節 地盤災害の予防	
	第 1 基本的な考え方	第 1 基本的な考え方	
	第 2 崩壊危険区域の予防対策	第 2 崩壊危険区域の予防対策	
39	1 地すべり災害の防止対策 (略) (1) 土砂災害警戒区域 _____ (地すべり) 及び地すべり危険地 _____ の把握、周知 県は、地すべりによる危険がある地域について、「土砂災害防止法」に基づき、基礎調査を行い、土砂災害警戒区域 _____ (地すべり) の指定及び周知に努めている。 また、県は、農林水産省（農村振興局、林野庁）の地すべり危険地について、調査を実施し危険箇所の把握、及び周知に努めている。そのうち、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおその極めて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長、誘発のおその極めて大きいもので、公共の利害に密接に関係するものは「地すべり防止区域」として国土交通大臣又は農林水産大臣が指定している。	1 地すべり災害の防止対策 (略) (1) 土砂災害警戒区域 等 (地すべり) 及び地すべり危険地 _____ の把握、周知 県は、地すべりによる危険がある地域について、「土砂災害防止法」に基づき、基礎調査を行い、土砂災害警戒区域 等 (地すべり) の指定及び周知に努めている。 また、県は、農林水産省（農村振興局、林野庁）の地すべり危険地について、調査を実施し危険箇所の把握、及び周知に努めている。そのうち、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおその極めて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長、誘発のおその極めて大きいもので、公共の利害に密接に関係するものは「地すべり防止区域」として国土交通大臣又は農林水産大臣が指定している。	・県地域防災計画に併せた修正

奥出雲町地域防災計画（地震災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘 要
39	そこで、県は、町及び地域住民の協力を得て、逐次、地すべり区域等の把握のため各種調査を実施し、地すべり防止区域の指定及び対策を促進する。 (2) (略) (3) 警戒体制の確立 地すべり発生には、前兆を伴うことが一般的である。特に危険度の高い地すべり危険箇所に対しては、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等に対しての観測体制を整えるとともに、被害が及ぶと考えられる住宅等に対してはソフト施策（地すべり監視施設、情報機器の整備等）により、警戒体制を確立し、被害の軽減を図るとともに、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切に町民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。 現在、県土木部砂防課、農地整備課及び森林整備課のホームページ並びに各町のハザードマップにより、指定区域（土砂災害警戒区域等・地すべり防止区域）、地すべり危険地の位置が確認できるので、このホームページ等を十分に活用し、地域町民の認識を高める。 町は、土砂災害防止法に基づき町地域防災計画において、土砂災害警戒区域にかかる土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、その地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、地すべりのおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行えるために必要な事項について町民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（防災マップ等）を配布するなど必要な措置を講じる。 また、土砂災害警戒区域内に要配慮者等が主に利用する施設があれば、当該施設への土砂災害情報等の伝達方法についても町地域防災計画に規定し、円滑な警戒避難が行えるようにする。	そこで、県は、町及び地域住民の協力を得て、逐次、地すべり区域等の把握のため各種調査を実施し、地すべり防止区域の指定及び対策を促進する。 (2) (略) (3) 警戒体制の確立 地すべり発生には、前兆を伴うことが一般的である。特に危険度の高い地すべり防止区域に対しては、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等に対しての観測体制を整えるとともに、被害が及ぶと考えられる住宅等に対してはソフト施策（地すべり監視施設、情報機器の整備等）により、警戒体制を確立し、被害の軽減を図るとともに、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切に町民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。 現在、県土木部砂防課、農地整備課及び森林整備課のホームページ並びに各町のハザードマップにより、指定区域（土砂災害警戒区域等・地すべり防止区域）、地すべり危険地の位置が確認できるので、このホームページ等を十分に活用し、地域町民の認識を高める。 町は、土砂災害防止法に基づき町地域防災計画において、土砂災害警戒区域にかかる土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、その地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、地すべりのおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行えるために必要な事項について町民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（防災マップ等）を配布するなど必要な措置を講じる。 また、土砂災害警戒区域内に要配慮者等が主に利用する施設があれば、当該施設への土砂災害情報等の伝達方法についても町地域防災計画に規定し、円滑な警戒避難が行えるようにする。	・県地域防災計画に併せた修正
40	2 急傾斜地崩壊危険区域 (1) (略) (2) 崩壊防止対策の実施 急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為を制限し、急傾斜地崩壊対策事業の促進を図る。 県は、急傾斜地（傾斜度30度以上、高さが5m以上の土地）の崩壊が発生した場合に町民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域の土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整理すべき土地の区域を、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域に指定する。さらに、土砂災害警戒区域のうち特に町民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。 町_____は、急傾斜地の資料を整備し、地域防災計画に組み込み、周辺町民等に周知徹底を図る。特に、町は、周辺町民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所及び避難先・避難路・防災施設等の防災情報の周知に努める。 急傾斜地崩壊対策工事は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設を優先する。 (3)～(4) (略)	2 急傾斜地崩壊危険区域 (1) (略) (2) 崩壊防止対策の実施 急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為を制限し、急傾斜地崩壊対策事業の促進を図る。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ 町及び県は、急傾斜地の資料を整備し、地域防災計画に組み込み、周辺町民等に周知徹底を図る。特に、町は、周辺町民に対し、急傾斜地崩壊危険区域及び避難先・避難路・防災施設等の防災情報の周知に努める。 急傾斜地崩壊対策工事は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設を優先する。 (3)～(4) (略)	・県地域防災計画に併せた修正
41	3 土石流災害の予防対策 (1) 土石流危険溪流_____の砂防地指定 危険度の高い溪流_____に対しては「砂防法」に基づいて砂防指定地に指定し、総合的な対策の実施を図る。また、危険度の把握のため土石流危険溪流_____の調査の促進を図る。	3 土石流災害の予防対策 (1) 土砂災害警戒区域等（土石流）の砂防地指定 土砂災害警戒区域等（土石流）に対しては「砂防法」に基づいて砂防指定地に指定し、総合的な対策の実施を図る。また、危険度の把握のため土砂災害警戒区域等（土石流）の調査の促進を図る。	

頁	現 行	修 正	摘 要																																													
44	4 土砂災害防止法による防止対策 (1)～ (5) (略) (6) 土砂災害に関する情報提供 ア (略) 土砂災害警戒情報の補足情報 (危険度レベル) <table><tr><th>相当する警戒レベル</th><th>危険度</th><th>危険度が示す状況と対処方法</th></tr><tr><td>(新設) ――</td><td>――</td><td>―― ―― ――</td></tr><tr><td rowspan="3">警戒レベル4相当</td><td>すでに基準値超</td><td>現在の降雨指標が、土砂災害発生基準値を超過した状態 命に危機が及ぶような土砂災害がすでに発生しているもおかしくない極めて危険な状況 (避難していない場合は身の安全の確保が必要)</td></tr><tr><td>1時間以内に基準値超過</td><td>降雨指標が、今後1時間以内に土砂災害発生基準値を超過すると予測される状態 土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況 (危険な場所から避難を完了しておく必要がある)</td></tr><tr><td>2時間以内に基準値超過</td><td>降雨指標が今後2時間以内に土砂災害発生基準値に到達すると予測される状態 土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況 (危険な場所から避難する必要がある)</td></tr><tr><td rowspan="2">警戒レベル3相当</td><td>3時間以内に基準値超過</td><td>降雨指標が、今後3時間以内に土砂災害発生基準値を超過すると予測される状態 土砂災害が発生しやすくなっており、十分な警戒が必要 (避難に時間要する高齢者等は避難の開始を、それ以外の者は避難の準備が必要な状況)</td></tr><tr><td>警報</td><td>大雨警報 (土砂災害) の発表基準 土砂災害が発生しやすくなっており、十分な警戒が必要 (避難に時間要する高齢者等は避難の開始を、それ以外の者は避難の準備が必要な状況)</td></tr><tr><td>警戒レベル2相当</td><td>注意</td><td>大雨注意報の発表基準 土砂災害への注意が必要 (ハザードマップ等で避難行動を確認)</td></tr></table> イ～ウ (略) 5 (略)	相当する警戒レベル	危険度	危険度が示す状況と対処方法	(新設) ――	――	―― ―― ――	警戒レベル4相当	すでに基準値超	現在の降雨指標が、土砂災害発生基準値を超過した状態 命に危機が及ぶような土砂災害がすでに発生しているもおかしくない極めて危険な状況 (避難していない場合は身の安全の確保が必要)	1時間以内に基準値超過	降雨指標が、今後1時間以内に土砂災害発生基準値を超過すると予測される状態 土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況 (危険な場所から避難を完了しておく必要がある)	2時間以内に基準値超過	降雨指標が今後2時間以内に土砂災害発生基準値に到達すると予測される状態 土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況 (危険な場所から避難する必要がある)	警戒レベル3相当	3時間以内に基準値超過	降雨指標が、今後3時間以内に土砂災害発生基準値を超過すると予測される状態 土砂災害が発生しやすくなっており、十分な警戒が必要 (避難に時間要する高齢者等は避難の開始を、それ以外の者は避難の準備が必要な状況)	警報	大雨警報 (土砂災害) の発表基準 土砂災害が発生しやすくなっており、十分な警戒が必要 (避難に時間要する高齢者等は避難の開始を、それ以外の者は避難の準備が必要な状況)	警戒レベル2相当	注意	大雨注意報の発表基準 土砂災害への注意が必要 (ハザードマップ等で避難行動を確認)	4 土砂災害防止法による防止対策 (1)～ (5) (略) (6) 土砂災害に関する情報提供 ア (略) 土砂災害警戒情報の補足情報 (危険度レベル) <table><tr><th>相当する警戒レベル</th><th>危険度</th><th>危険度が示す状況と対処方法</th></tr><tr><td>警戒レベル4相当</td><td>災害切迫</td><td>大雨特別警報 (土砂災害) の基準を超過している状態 命に危機が及ぶような土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況 直ちに身の安全を確保</td></tr><tr><td>警戒レベル4相当</td><td>危険――</td><td>―― ―― ――</td></tr><tr><td></td><td>―― ――</td><td>―― ―― ――</td></tr><tr><td></td><td>―― ――</td><td>―― ―― ――</td></tr><tr><td>警戒レベル3相当</td><td>―― ――</td><td>―― ―― ――</td></tr><tr><td>警戒レベル3相当</td><td>警戒</td><td>大雨警報 (土砂災害) の発表基準 土砂災害が発生しやすくなっており、十分な警戒が必要 避難準備の目安 要配慮者は避難開始の目安――</td></tr><tr><td>警戒レベル2相当</td><td>注意</td><td>大雨注意報の発表基準 土砂災害への注意が必要 今後の雨の降り方に注意――</td></tr></table> イ～ウ (略) 5 (略)	相当する警戒レベル	危険度	危険度が示す状況と対処方法	警戒レベル4相当	災害切迫	大雨特別警報 (土砂災害) の基準を超過している状態 命に危機が及ぶような土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況 直ちに身の安全を確保	警戒レベル4相当	危険――	―― ―― ――		―― ――	―― ―― ――		―― ――	―― ―― ――	警戒レベル3相当	―― ――	―― ―― ――	警戒レベル3相当	警戒	大雨警報 (土砂災害) の発表基準 土砂災害が発生しやすくなっており、十分な警戒が必要 避難準備の目安 要配慮者は避難開始の目安――	警戒レベル2相当	注意	大雨注意報の発表基準 土砂災害への注意が必要 今後の雨の降り方に注意――	・県砂防課の助言により修正 (2025. 4. 1 改訂)
相当する警戒レベル	危険度	危険度が示す状況と対処方法																																														
(新設) ――	――	―― ―― ――																																														
警戒レベル4相当	すでに基準値超	現在の降雨指標が、土砂災害発生基準値を超過した状態 命に危機が及ぶような土砂災害がすでに発生しているもおかしくない極めて危険な状況 (避難していない場合は身の安全の確保が必要)																																														
	1時間以内に基準値超過	降雨指標が、今後1時間以内に土砂災害発生基準値を超過すると予測される状態 土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況 (危険な場所から避難を完了しておく必要がある)																																														
	2時間以内に基準値超過	降雨指標が今後2時間以内に土砂災害発生基準値に到達すると予測される状態 土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況 (危険な場所から避難する必要がある)																																														
警戒レベル3相当	3時間以内に基準値超過	降雨指標が、今後3時間以内に土砂災害発生基準値を超過すると予測される状態 土砂災害が発生しやすくなっており、十分な警戒が必要 (避難に時間要する高齢者等は避難の開始を、それ以外の者は避難の準備が必要な状況)																																														
	警報	大雨警報 (土砂災害) の発表基準 土砂災害が発生しやすくなっており、十分な警戒が必要 (避難に時間要する高齢者等は避難の開始を、それ以外の者は避難の準備が必要な状況)																																														
警戒レベル2相当	注意	大雨注意報の発表基準 土砂災害への注意が必要 (ハザードマップ等で避難行動を確認)																																														
相当する警戒レベル	危険度	危険度が示す状況と対処方法																																														
警戒レベル4相当	災害切迫	大雨特別警報 (土砂災害) の基準を超過している状態 命に危機が及ぶような土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況 直ちに身の安全を確保																																														
警戒レベル4相当	危険――	―― ―― ――																																														
	―― ――	―― ―― ――																																														
	―― ――	―― ―― ――																																														
警戒レベル3相当	―― ――	―― ―― ――																																														
警戒レベル3相当	警戒	大雨警報 (土砂災害) の発表基準 土砂災害が発生しやすくなっており、十分な警戒が必要 避難準備の目安 要配慮者は避難開始の目安――																																														
警戒レベル2相当	注意	大雨注意報の発表基準 土砂災害への注意が必要 今後の雨の降り方に注意――																																														
	第3 液状化危険地域の予防策	第3 液状化危険地域の予防策																																														
	第4 造成地の予防対策	第4 造成地の予防対策																																														

奥出雲町地域防災計画（地震災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘 要
	第5 土地利用の適正化	第5 土地利用の適正化	
	第2節 建築物・公共土木施設災害の予防	第2節 建築物・公共土木施設災害の予防	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 建築物の災害予防	第2 建築物の災害予防	
48	1 建築物の防災体系の整備 (1)～(2) (略) 2～3 (略)	1 建築物の防災体系の整備 (1)～(2) (略) (3) 空家等の状況確認 町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。 また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。 2～3 (略)	・県地域防災計画に併せた修正
	第3 まちの不燃化	第3 まちの不燃化	
	第4 ライフライン施設の安全化	第4 ライフライン施設の安全化	
52	1～4 (略) 5 通信施設の安全性の確保 町は、必要に応じて 通信事業者が行う予防対策に協力する。 6 災害発生時の応急体制の整備 (1) (略) (2) 応急体制の整備 ア～ウ (略) エ 応急活動マニュアル等の整備 町は、必要に応じ応急活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 また、県及び町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。 オ～キ (略) (3)～(4) (略) 7 (略)	1～4 (略) 5 電気通信施設の安全性の確保 町は、必要に応じて電気通信事業者が行う予防対策に協力する。 電気通信事業者は、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。 6 災害発生時の応急体制の整備 (1) (略) (2) 応急体制の整備 ア～ウ (略) エ 応急活動マニュアル等の整備 町は、必要に応じ応急活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 オ～キ (略) (3)～(4) (略) 7 (略)	・県地域防災計画に併せた修正
	第5 交通施設の安全化	第5 交通施設の安全化	
	第6 農業用施設の耐震化	第6 農業用施設の耐震化	
	第3節 危険物施設等の安全対策	第3節 危険物施設等の安全対策	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 消防法に定める危険物施設の予防対策	第2 消防法に定める危険物施設の予防対策	
	第3 高圧ガス施設の予防対策	第3 高圧ガス施設の予防対策	
	第4 火薬類施設の予防対策	第4 火薬類施設の予防対策	
	第5 毒劇物取扱施設の予防対策	第5 毒劇物取扱施設の予防対策	

奥出雲町地域防災計画（地震災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘 要
	第4節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	第4節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	
	第5節 防災活動体制の整備	第5節 防災活動体制の整備	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 災害対策本部体制の整備	第2 災害対策本部体制の整備	
60	1 (略) 2 初動体制の整備 (1)～(2) (略) (3) 応急活動マニュアル等の整備 町は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。 また、県及び市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。 (4) (略) 3 (略)	1 (略) 2 初動体制の整備 (1)～(2) (略) (3) 応急活動マニュアル等の整備 町は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。 _____ _____ _____ (4) (略) 3 (略)	・県地域防災計画に併せた修正
	第3 防災中枢機能等の確保・充実	第3 防災中枢機能等の確保・充実	
	第4 広域応援協力体制の整備	第4 広域応援協力体制の整備	
62	1～4 (略) 5 応援計画及び受援計画の整備 町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。 県、町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び格業務担当部署にお	1～4 (略) 5 応援計画及び受援計画の整備 町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。 町、県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び格業務担当部署にお	・県地域防災計画に併せた修正
63	ける受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。 _____ _____ _____ (1)～(2) (略)	ける受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。 (1)～(2) (略)	・県地域防災計画に併せた修正
	第5 災害救助法等の運用体制の整備	第5 災害救助法等の運用体制の整備	
	第6 公的機関等の業務継続性の確保	第6 公的機関等の業務継続性の確保	
	第7 複合災害体制の整備	第7 複合災害体制の整備	
	第8 罹災証明書の発行体制の整備	第8 罹災証明書の発行体制の整備	
	第6節 情報管理体制の整備	第6節 情報管理体制の整備	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 情報通信設備の整備	第2 情報通信設備の整備	

[illegible]

頁	現 行	修 正	摘 要
	第8節 避難予防対策	第8節 避難予防対策	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 避難体制の整備	第2 避難体制の整備	
72	避難計画の策定 (1)～(3) (略) <u>(新設)</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	1 避難計画の策定 (1)～(3) (略) (4) 様々な主体が実施する状況把握の取組の調整 町及び県は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の实情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。 (5) 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援 町及び県は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の实情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。	・県地域防災計画に併せた修正
73	_____ _____ _____ 2 (略)	また、県及び市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の实情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。 2 (略)	・県地域防災計画に併せた修正
	第3 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知	第3 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知	
74	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定と確保 (1) (略) (2) 指定避難所の指定及び整備 ア 指定避難所の指定 町 <u>長</u> は、法令に基づく指定避難所について、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、避難者が避難生活を送るために必要十分な数、規模の施設等を指定し、 <u>指定後は</u> _____住民へ周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。 _____ なお、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等又は天幕を設置し、避難所とする。 (ア)～(キ) (略)	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定と確保 (1) (略) (2) 指定避難所の指定及び整備 ア 指定避難所の指定 町 <u>長</u> は、法令に基づく指定避難所について、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、避難者が避難生活を送るために必要十分な数、規模の施設等を指定し、 平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、 住民へ周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。 また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。 なお、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等又は天幕を設置し、避難所とする。 (ア)～(キ) (略)	・県地域防災計画に併せた内容修正
75	イ 指定避難所の整備 町は、指定避難所となる施設には、 必要に応じ、 良好な生活環境を確保するために、 _____換気、 _____照明等の設備の整備に努める。感染症対策について、新型インフルエンザ等感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。	イ 指定避難所の整備 町は、指定避難所となる施設には、 _____良好な生活環境を確保するために、 あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、給食施設、 換気、 冷暖房、 照明等の設備の整備に努める。感染症対策について、新型インフルエンザ等感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。	・県地域防災計画に併せた内容修正

頁	現 行	修 正	摘 要
75	また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、 <u> </u> 仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、事前設置型特設公衆電話、衛星携帯電話 <u> </u> 等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、 ネットワーク環境（インターネット、無線LAN等） 等の整備を図る。 ウ （略） (3) （略） 2～5 （略）	また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、 給水タンク 、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、事前設置型特設公衆電話、衛星携帯電話・ 無線LAN・衛星通信を活用したインターネット機器 等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、 避難者 による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ <u> </u> 等の 機器 の整備を図る。 ウ （略） (3) （略） 2～5 （略）	・県地域防災計画に併せた内容修正
	第４ 応急仮設住宅の確保体制の整備	第４ 応急仮設住宅の確保体制の整備	
	第９節 火災予防	第９節 火災予防	
	第１ 基本的な考え方	第１ 基本的な考え方	
	第２ 出火防止	第２ 出火防止	
78	１ 全体計画 地震時の出火要因としては、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具の他、電熱器具、電気器具、屋内外配線を出火原因とするものがあげられる。そのため、町及び消防本部は、 <u> </u> 耐震装置や過熱防止機構 <u> </u> 等の普及に努めるとともに、地震時には火を消すこと、ブレーカーを落としてから避難すること、火気器具周囲に可燃物を置かない等出火防止措置の徹底など防災教育を推進する。 ２ （略）	１ 全体計画 地震時の出火要因としては、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具の他、電熱器具、電気器具、屋内外配線を出火原因とするものがあげられる。そのため、町及び消防本部は、 特に危険性の高い木造密集市街化調整区域等の火災・延焼危険性が高い地域をはじめとして 、耐震装置や過熱防止機構、 感震ブレーカー 等の普及に努めるとともに、地震時には火を消すこと、ブレーカーを落としてから避難すること、火気器具周囲に可燃物を置かない等出火防止措置の徹底など防災教育を推進する。 ２ （略）	・県地域防災計画に併せた内容修正
	第３ 初期消火	第３ 初期消火	
	第４ 消防力の強化	第４ 消防力の強化	
79	１ 全体計画 災害時に予想される同時多発火災に備え、消防機関は、災害対策として <u> </u> 化学消防車、はしご付き消防ポンプ車、救助工作車等特殊車両の整備、可搬式小型動力ポンプ、備蓄倉庫などの諸施設を整備していく。 また、広域消防相互応援協定に基づき、大規模災害に対する備えを強化する。 ２ （略）	１ 全体計画 災害時に予想される同時多発火災に備え、消防機関は、災害対策として 大規模地震など多様な災害にも対応する 化学消防車、はしご付き消防ポンプ車、救助工作車等特殊車両の整備、可搬式小型動力ポンプ、備蓄倉庫などの諸施設を整備していく。 また、広域消防相互応援協定に基づき、大規模災害に対する備えを強化する。 ２ （略）	・県地域防災計画に併せた内容修正
	第10節 救急・救助体制の整備	第10節 救急・救助体制の整備	
	第１ 基本的な考え方	第１ 基本的な考え方	
	第２ 救急・救助体制の整備	第２ 救急・救助体制の整備	
	第３ 救急・救助用資機材等の整備	第３ 救急・救助用資機材等の整備	
81	<u> </u> <u> </u> <u> </u> １～２ （略）	救助・救急機関は、救助用資機材の整備を推進する。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。 １～２ （略）	・県地域防災計画に併せた内容修正
	第11節 医療体制の整備	第11節 医療体制の整備	
	第１ 基本的な考え方	第１ 基本的な考え方	
	第２ 情報収集管理体制の整備	第２ 情報収集管理体制の整備	

頁	現 行	修 正	摘 要
	第3 医療救護体制の整備	第3 医療救護体制の整備	
83	災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）<u>及び医療救護班</u>が連携して効果的な医療救護活動を行う必要があり、すべての医療救護活動を統制可能な体制の整備を図る。 また、県内体制で対応できない災害に備え、国及び他の都道府県等の広域的な連携も想定した体制整備を図る。 さらに、医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。これらの医療救護体制の整備を推進するため災害医療関係機関連絡会議を設置し、平時より関係機関相互の情報共有を推進する。	災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害支援ナース及び医療救護班等が連携して効果的な医療救護活動を行う必要があり、すべての医療救護活動を統制可能な体制の整備を図る。 また、県内体制で対応できない災害に備え、国及び他の都道府県等の広域的な連携も想定した体制整備を図る。 さらに、医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。これらの医療救護体制の整備を推進するため災害医療関係機関連絡会議を設置し、平時より関係機関相互の情報共有を推進する。	・県地域防災計画に併せた内容修正
	第4 防災訓練	第4 防災訓練	
	第12節 交通確保・規制体制の整備	第12節 交通確保・規制体制の整備	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 交通規制の実施責任者	第2 交通規制の実施責任者	
	第3 交通規制の実施体制の整備	第3 交通規制の実施体制の整備	
84	第4 緊急通行車両の確認の申請及び規制除外車両の事前届出	第4 緊急通行車両の確認の申請及び規制除外車両の事前届出	
86	1 （略） 2 規制除外車両の事前届出 （1）～（2） （略） ④ 届出済証の交付と確認 （4） 審査 （略）	1 （略） 2 規制除外車両の事前届出 （1）～（2） （略） （3） 届出済証の交付と確認 ア 審査 （略）	・県地域防災計画に併せた内容修正
87	（2） 届出済証の交付を受けた車両の確認 届出済証の交付を受けた車両については、県防災危機管理課、警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、規制除外車両である旨の確認を受けることができる。 この場合において、確認審査を省略して、<u>災害対策基本法施行規則別記様式第4の「標章」及び様式第5の「規制除外車両確認証明書」を交付する。</u> 「標章」、「緊急通行車両確認証明書」は、第2編第2章第12節「交通確保・規制」を参照。	イ 届出済証の交付を受けた車両の確認 届出済証の交付を受けた車両については、県防災危機管理課、警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、規制除外車両である旨の確認を受けることができる。 制除外車両事前届出済証の確認の後、規制除外車両確認申出書の提出を受けたうえで災害対策基本法施行規則別記様式第4の「標章」及び様式第5の「規制除外車両確認証明書」を交付する。 「標章」、「緊急通行車両確認証明書」は、第2編第2章第12節「交通確保・規制」を参照。	・県地域防災計画に併せた内容修正
	第13節 輸送体制の整備	第13節 輸送体制の整備	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 輸送体制の整備方針	第2 輸送体制の整備方針	
88	1 （略） 2 関係機関相互の連携の強化 （略） （1）～（4） （略） （5）輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急輸送車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。	1 （略） 2 関係機関相互の連携の強化 （略） （1）～（4） （略） （5）輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、<u>周知</u>及び普及を図る。	・県地域防災計画に併せた内容修正

頁	現 行	修 正	摘 要
	第3 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定	第3 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定	
	第4 緊急輸送道路啓開体制の整備	第4 緊急輸送道路啓開体制の整備	
	第14節 防災施設、装備等の整備	第14節 防災施設、装備等の整備	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 災害用臨時ヘリポートの整備	第2 災害用臨時ヘリポートの整備	
	第3 防災装備等の整備・充実	第3 防災装備等の整備・充実	
	第15節 食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備	第15節 食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備	第2 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備	
	第3 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備	第3 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備	
	第4 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備	第4 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備	
	第5 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備	第5 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備	
	第6 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備	第6 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備	
	第16節 廃棄物等の処理体制の整備	第16節 廃棄物等の処理体制の整備	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 廃棄物処理体制の整備	第2 廃棄物処理体制の整備	
98	1 (略) 2 廃棄物処理要領の習熟と体制の整備 町_____は、廃棄物等の処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。 _____災害廃棄物等を迅速に処理する為____、_____仮置場の配置や_____災害_____廃棄物の処理方法____ _____等について「災害廃棄物対策指針（平成30年3月環境省）」を参考 に別途定める。 _____また、県及び町等は、あらかじめ民間のごみ処理関連業者・団体を把握し、災害時において迅速に収集運搬ができるようまた____、それに伴う資機材、人員の確保等について、積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておくことが必要である。 3 _____（略） 4 災害廃棄物の仮置場の選定 災害時における災害廃棄物等の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。選定の基準は以下のとおりとする。 (1)～(4) _____（略） 5 _____（略） 6 広域処理体制の確立 町等は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・_____処分場の確保に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった_____処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。	1 (略) 2 廃棄物処理要領の習熟と体制の整備 町及び県は、廃棄物等の処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。 (1) 災害廃棄物等を迅速に処理できるよう、災害廃棄物仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみ等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について「災害廃棄物対策指針（_____環境省）」を参考 に別途定める。 (2) _____町及び県等は、あらかじめ民間のごみ処理関連業者・団体を把握し、災害時において迅速に収集運搬ができるようにするとともに、それに伴う資機材、人員の確保等について、積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておく_____。 (3) 町及び県等は、災害廃棄物に関する情報や取組等をホームページにおいて公開するなど、周知に努める。 3 _____（略） 4 災害廃棄物の仮置場の選定 _____災害廃棄物_____の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。選定の基準は以下のとおりとする。 (1)～(4) _____（略） 5 _____（略） 6 広域処理体制の確立 町等は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置_____場・最終処分場の確保に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。	・県地域防災計画に併せた内容修正

奥出雲町地域防災計画（地震災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘 要
	第3 し尿処理体制の整備	第3 し尿処理体制の整備	
99	1 (略) 2 し尿処理要領の習熟と体制の整備 町等は、廃棄物等の処理活動の要領及び内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。 また、県及び町等は、あらかじめ民間のし尿処理関連業者・団体を把握し、災害時において迅速に収集運搬ができるようまた、それに伴う資機材、人員の確保等について、積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておくことが必要である。 3 災害用仮設トイレの整備 県及び町等は、あらかじめ民間の仮設トイレ等を扱うリース業者・団体を把握し、災害時に積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておくとともに、ライフラインの被災を想定して対応を検討しておくことが必要である。 4 (略)	1 (略) 2 し尿処理要領の習熟と体制の整備 町等は、廃棄物等の処理活動の要領及び内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。 また、町及び県等は、あらかじめ民間のし尿処理関連業者・団体を把握し、災害時において迅速に収集運搬ができるようまた、それに伴う資機材、人員の確保等について、積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておく_____。 3 災害用仮設トイレの整備 町及び県等は、あらかじめ民間の仮設トイレ等を扱うリース業者・団体を把握し、災害時に積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておくとともに、ライフラインの被災を想定して対応を検討しておく_____。 4 (略)	・県地域防災計画に併せた内容修正
	第4 応援協力体制の整備	第4 応援協力体制の整備	
	第17節 防疫・保健衛生体制の整備	第17節 防疫・保健衛生体制の整備	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 防疫・保健衛生体制の整備	第2 防疫・保健衛生体制の整備	
	第3 食品衛生、監視体制の整備	第3 食品衛生、監視体制の整備	
	第4 防疫用薬剤及び器具の備蓄	第4 防疫用薬剤及び器具の備蓄	
	第5 動物愛護管理体制の整備	第5 動物愛護管理体制の整備	
	第18節 消防団及び自主防災組織の育成強化	第18節 消防団及び自主防災組織の育成強化	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 消防団の育成強化	第2 消防団の育成強化	
101	1 (略) 2 現状及び今後の取り組み 近年の社会経済情勢の変化は、消防団活動にも影響を及ぼしており、過疎化・高齢化の進展や就業構造の変化により、団員数の減少、団員の高齢化に伴う消防力に低下、団員のサラリーマン化に伴う昼間消防力の低下といった課題を抱えている。 今後は、町において、次のような点に留意し、地域の実情に応じて、消防団の育成強化を図り地域社会における防災体制の確立を図っていく。 _____ _____ (1) _____消防施設、設備及び装備のより一層の強化、高度化を図り、省力化を推進する。 (2) 団員の処遇改善、_____教育訓練体制の充実を図る等活性化対策を推進する。 (3)～(5) (略)	1 (略) 2 現状及び今後の取り組み 近年の社会経済情勢の変化は、消防団活動にも影響を及ぼしており、過疎化・高齢化の進展や就業構造の変化により、団員数の減少、団員の高齢化に伴う消防力に低下、団員のサラリーマン化に伴う昼間消防力の低下といった課題を抱えている。 今後は、町において、次のような点に留意し、地域の実情に応じて、消防団の育成強化を図り地域社会における防災体制の確立を図っていく。 また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。 (1) 大規模災害等に備えた車両・資機材・拠点施設の充実や_____より一層の強化、高度化を図り、省力化を推進する。 (2) 団員の処遇改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図る等活性化対策を推進する。 (3)～(5) (略)	・県地域防災計画に併せた内容修正
	第3 自主防災組織の育成強化	第3 自主防災組織の育成強化	
	第4 住民による地区の防災活動の推進	第4 住民による地区の防災活動の推進	
	第19節 企業（事業所）における防災の促進	第19節 企業（事業所）における防災の促進	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	

奥出雲町地域防災計画（地震災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘 要
	第2 防災体制の整備	第2 防災体制の整備	
	第3 事業継続の取組の推進	第3 事業継続の取組の推進	
	第4 事業者による地区の防災活動の推進	第4 事業者による地区の防災活動の推進	
	第20節 災害ボランティアの活動環境の整備	第20節 災害ボランティアの活動環境の整備	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 災害ボランティアの活動内容	第2 災害ボランティアの活動内容	
	第3 災害ボランティアの育成	第3 災害ボランティアの育成	
	第4 災害ボランティアの普及・啓発	第4 災害ボランティアの普及・啓発	
	第5 災害ボランティアコーディネーターの育成	第5 災害ボランティアコーディネーターの育成	
	第21節 防災教育	第21節 防災教育	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 町職員への防災教育	第2 町職員への防災教育	
108	県及び町等の 職員に地震災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。 1～2 （略）	<u>町</u> 職員に地震災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。 1～2 （略）	・対象者の明確化
	第3 町民への防災教育	第3 町民への防災教育	
108	県、町 及び防災関係機関は、町民に家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、3日 分 <u>の</u> 食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。この場合、要配慮者 <u>に</u> 十分配慮し、地域において 避難行動要支援者 を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める <u>ものとする</u> 。 1～3 （略）	町、県 及び防災関係機関は、町民に家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、 最低3日間、奨励1週間 の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。この場合、要配慮者の 多様なニーズ に十分配慮し、地域において 要配慮者 を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める ことに加え、家庭動物の飼育の有無による災害時のニーズの違いに配慮するよう努める 。 1～3 （略）	・県地域防災計画に併せた内容修正
	第4 学校教育における防災教育	第4 学校教育における防災教育	
	第5 防災上重要な施設の職員等に対する教育	第5 防災上重要な施設の職員等に対する教育	
	第6 事業所における防災の推進	第6 事業所における防災の推進	
	第7 災害教訓の伝承	第7 災害教訓の伝承	
112	(1) 国、県、町 は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとするほか、過去に発生した災害の記録を活用した研修会を開催するなど、地域の特性を踏まえた防災教育に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の <u>持</u> つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 (2) （略）	(1) 町、県、国 は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとするほか、過去に発生した災害の記録を活用した研修会を開催するなど、地域の特性を踏まえた防災教育に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の 自然災害伝承碑 が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 (2) （略）	・県地域防災計画に併せた内容修正
	第22節 防災訓練	第22節 防災訓練	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
<u>113</u>	（新設） 地震災害時には、町、県及び各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動を円滑に行うためには、平常時から自衛隊、警察本部、消防本部、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、	1 趣旨 地震災害時には、町、県及び各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動を円滑に行うためには、平常時から自衛隊、警察本部、消防本部、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、	・ <u>県地域防災計画に併せた内容修正</u>

頁	現 行	修 正	摘 要
113	非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者等を含めた地域住民等の地域に係る多様な主体と密接に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。 <u>（新設）</u> （1）県、市町村及び各防災関係機関等は、防災訓練を実施するに当たっては、地域の災害リスクに ―― ―― ―― ―― ―― ―― 基づき、考え得るさまざまな被害を想定し、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震災害の被害の想定を明らかにし、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、基本法の定めるところにより、それぞれに課せられた防災上の責務、役割（基本法第4条、第5条、第6条及び第7条）に即した内容となる訓練を行う。この際、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう関係機関と連携を図るほか、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。 また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるほか、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所 開設・運営訓練を積極的に実施する。 （2）救出・救護等における要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男 ―― 女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。 ―― また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や 支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、 徹底を図る。 （3）緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなどして、地震発生時の対応行動の習熟を図るよ う努める。 （4）訓練終了後は、訓練結果を踏まえた評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。そのため、第1編第5章「地震被害	非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者等を含めた地域住民等の地域に係る多様な主体と密接に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。 2 留意点 （1）<u>町、県、市町村及び各防災関係機関等は、防災訓練を実施するに当たっては、地域の災害リスクに</u> <u>基づ</u> き、考え得るさまざまな被害を想定し、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震災害の被害の想定を明らかにし、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、基本法の定めるところにより、それぞれに課せられた防災上の責務、役割（基本法第4条、第5条、第6条及び第7条）に即した内容となる訓練を行う。この際、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう関係機関と連携を図るほか、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。 また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるほか、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。 （2）救出・救護等における要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。 また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。 （3）緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなどして、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。 （4）訓練終了後は、訓練結果を踏まえた評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。そのため、第1編第5章「地震被害想定」に示した地震災害時の防災関係機関及び住民の警戒避難活動上の基本的な傾向及び課題を踏まえ、地震災害時の時間経過とともに生じ得る様々な事象等に対応した効果的な防災訓練を推進する。	・<u>県政策企画局女性活躍推進課</u>

	想定」に示した地震災害時の防災関係機関及び住民の警戒避難活動上の基本的な傾向及び課題を踏まえ、地震災害時の時間経過とともに生じ得る様々な事象等に対応した効果的な防災訓練を推進する。		
	第2 総合防災訓練	第2 総合防災訓練	
	第3 シミュレーション訓練（図上訓練）	第3 シミュレーション訓練（図上訓練）	
	第4 個別訓練	第4 個別訓練	
	第23節 要配慮者等安全確保体制の整備	第23節 要配慮者等安全確保体制の整備	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 避難行動要支援者等支援体制の構築	第2 避難行動要支援者等支援体制の構築	
	第3 地域における要配慮者対策	第3 地域における要配慮者対策	
	第4 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策	第4 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策	
	第24節 孤立地区対策	第24節 孤立地区対策	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 通信手段の確保	第2 通信手段の確保	
	第3 物資供給、救助体制の確立	第3 物資供給、救助体制の確立	
122	<u>1～2 （略）</u>	<u>1～2 （略）</u>	
121	1～2 （略） （新設） _____ _____ _____	1～2 （略） 3 無人航空機等の輸送手段の確保 孤立地区が発生した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。	・県地域防災計画に併せた内容修正

	——第4——孤立に強い地区づくり	——第4——孤立に強い地区づくり													
	——第5——道路寸断への対応	——第5——道路寸断への対応													
	——第25節——調査研究	——第25節——調査研究													
	——第1——基本的な考え方	——第1——基本的な考え方													
	——第2——震災対策調査研究の推進	——第2——震災対策調査研究の推進													
	——第3——地域危険度調査研究の促進	——第3——地域危険度調査研究の促進													
	——第2章——地震災害応急対策計画	——第2章——地震災害応急対策計画													
	——第1節——応急活動体制	——第1節——応急活動体制													
	——第1——基本的な考え方	——第1——基本的な考え方													
	——第2——県の応急活動体制	——第2——県の応急活動体制													
	——第3——町の応急活動体制の確立	——第3——町の応急活動体制の確立													
	——第4——防災関係機関等の応急活動体制の確立	——第4——防災関係機関等の応急活動体制の確立													
	——第2節——災害情報の収集・伝達	——第2節——災害情報の収集・伝達													
	——第1——基本的な考え方	——第1——基本的な考え方													
	——第2——情報管理体制の確立	——第2——情報管理体制の確立													
	——第3——地震情報の収集・伝達	——第3——地震情報の収集・伝達													
135-	1——地震に関する情報の発表、伝達及び種類 (1)～(2)——(略)—— (3)——種類及び内容 ア——地震に関する情報の種類と内容は次のとおりである。——<table><tr><th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内——容</th></tr><tr><td>震度速報</td><td>・震度3以上</td><td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を100地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td></tr></table>	地震情報の種類	発表基準	内——容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を100地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	1——地震に関する情報の発表、伝達及び種類 (1)～(2)——(略)—— (3)——種類及び内容 ア——地震に関する情報の種類と内容は次のとおりである。——<table><tr><th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内——容</th></tr><tr><td>震度速報</td><td>・震度3以上</td><td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td></tr></table>	地震情報の種類	発表基準	内——容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	・県地域防災計画に併せた内容修正
地震情報の種類	発表基準	内——容													
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を100地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。													
地震情報の種類	発表基準	内——容													
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。													

奥出雲町地域防災計画（地震災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘 要
122	<u>(新設)</u>	<u>3 無人航空機等の輸送手段の確保</u> <u>孤立地区が発生した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</u>	<u>・県地域防災計画に併せた内容修正</u>
	<u>第4 孤立に強い地区づくり</u>	<u>第4 孤立に強い地区づくり</u>	
	<u>第5 道路寸断への対応</u>	<u>第5 道路寸断への対応</u>	
	<u>第25節 調査研究</u>	<u>第25節 調査研究</u>	
	<u>第1 基本的な考え方</u>	<u>第1 基本的な考え方</u>	
	<u>第2 震災対策調査研究の推進</u>	<u>第2 震災対策調査研究の推進</u>	
	<u>第3 地域危険度調査研究の促進</u>	<u>第3 地域危険度調査研究の促進</u>	
	<u>第2章 地震災害応急対策計画</u>	<u>第2章 地震災害応急対策計画</u>	
	<u>第1節 応急活動体制</u>	<u>第1節 応急活動体制</u>	
	<u>第1 基本的な考え方</u>	<u>第1 基本的な考え方</u>	
	<u>第2 県の応急活動体制</u>	<u>第2 県の応急活動体制</u>	

	第3 町の応急活動体制の確立				第3 町の応急活動体制の確立																																																																																											
135	1 (略) 2 地震災害体制の決定、動員及び本部等の運営 (1)～(4) (略) (5) 災害対策本部体制 ア 対策本部体制 (7)～(9) (略) (エ) 各災害対策部の所掌 各災害対策部の所掌事務は、次のとおりとする。 <table><tr><td>部名</td><td>部長</td><td>部員</td><td>分掌事務</td></tr><tr><td>総務部</td><td>総務課長</td><td>総務課職員</td><td>(略)</td></tr><tr><td>≡</td><td>≡</td><td>≡</td><td>(略)</td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td>健康福祉課長</td><td>健康福祉課職員</td><td>(略)</td></tr></table> <table><tr><td>部名</td><td>部長</td><td>部員</td><td>分掌事務</td></tr><tr><td>福祉事務所部</td><td>福祉事務所長</td><td>福祉事務所職員</td><td>(略)</td></tr><tr><td>≡</td><td>≡</td><td>≡</td><td>(略)</td></tr><tr><td>教育部</td><td>教育魅力課長</td><td>教育魅力課職員</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>(新設)</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>議会部</td><td>議会事務局長</td><td>議会磁極職員</td><td>(略)</td></tr></table> 現地災害対策本部組織及び事務分掌表 (略) (イ) (略) 3 (略)				部名	部長	部員	分掌事務	総務部	総務課長	総務課職員	(略)	≡	≡	≡	(略)	健康福祉部	健康福祉課長	健康福祉課職員	(略)	部名	部長	部員	分掌事務	福祉事務所部	福祉事務所長	福祉事務所職員	(略)	≡	≡	≡	(略)	教育部	教育魅力課長	教育魅力課職員	(略)		(新設)							議会部	議会事務局長	議会磁極職員	(略)	1 (略) 2 地震災害体制の決定、動員及び本部等の運営 (1)～(4) (略) (5) 災害対策本部体制 ア 対策本部体制 (7)～(9) (略) (エ) 各災害対策部の所掌 各災害対策部の所掌事務は、次のとおりとする。 <table><tr><td>部名</td><td>部長</td><td>部員</td><td>分掌事務</td></tr><tr><td>総務部</td><td>総務課長</td><td>総務課職員</td><td>(略)</td></tr><tr><td>≡</td><td>≡</td><td>≡</td><td>(略)</td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td>健康福祉課長</td><td>健康福祉課職員</td><td>(略)</td></tr></table> <table><tr><td>部名</td><td>部長</td><td>部員</td><td>分掌事務</td></tr><tr><td>福祉事務所部</td><td>福祉事務所長</td><td>福祉事務所職員</td><td>(略)</td></tr><tr><td>≡</td><td>≡</td><td>≡</td><td>(略)</td></tr><tr><td>教育部</td><td>教育魅力課長</td><td>教育魅力課職員</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td>文化スポーツ振興課長</td><td>文化スポーツ振興課職員</td><td>1 社会教育施設等の被害調査に関すること。 2 各部所掌事項の応援に関すること。</td></tr><tr><td>議会部</td><td>議会事務局長</td><td>議会磁極職員</td><td>(略)</td></tr></table> 現地災害対策本部組織及び事務分掌表 (略) (イ) (略) 3 (略)				部名	部長	部員	分掌事務	総務部	総務課長	総務課職員	(略)	≡	≡	≡	(略)	健康福祉部	健康福祉課長	健康福祉課職員	(略)	部名	部長	部員	分掌事務	福祉事務所部	福祉事務所長	福祉事務所職員	(略)	≡	≡	≡	(略)	教育部	教育魅力課長	教育魅力課職員	(略)		文化スポーツ振興課長	文化スポーツ振興課職員	1 社会教育施設等の被害調査に関すること。 2 各部所掌事項の応援に関すること。	議会部	議会事務局長	議会磁極職員	(略)	・町組織改編に伴う修正			
	部名	部長	部員	分掌事務																																																																																												
	総務部	総務課長	総務課職員	(略)																																																																																												
	≡	≡	≡	(略)																																																																																												
	健康福祉部	健康福祉課長	健康福祉課職員	(略)																																																																																												
	部名	部長	部員	分掌事務																																																																																												
	福祉事務所部	福祉事務所長	福祉事務所職員	(略)																																																																																												
	≡	≡	≡	(略)																																																																																												
	教育部	教育魅力課長	教育魅力課職員	(略)																																																																																												
		(新設)																																																																																														
議会部	議会事務局長	議会磁極職員	(略)																																																																																													
部名	部長	部員	分掌事務																																																																																													
総務部	総務課長	総務課職員	(略)																																																																																													
≡	≡	≡	(略)																																																																																													
健康福祉部	健康福祉課長	健康福祉課職員	(略)																																																																																													
部名	部長	部員	分掌事務																																																																																													
福祉事務所部	福祉事務所長	福祉事務所職員	(略)																																																																																													
≡	≡	≡	(略)																																																																																													
教育部	教育魅力課長	教育魅力課職員	(略)																																																																																													
	文化スポーツ振興課長	文化スポーツ振興課職員	1 社会教育施設等の被害調査に関すること。 2 各部所掌事項の応援に関すること。																																																																																													
議会部	議会事務局長	議会磁極職員	(略)																																																																																													
第4 防災関係機関等の応急活動体制の確立				第4 防災関係機関等の応急活動体制の確立																																																																																												
第2節 災害情報の収集・伝達				第2節 災害情報の収集・伝達																																																																																												
第1 基本的な考え方				第1 基本的な考え方																																																																																												
第2 情報管理体制の確立				第2 情報管理体制の確立																																																																																												
135	震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加																																																																																													
	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・ 大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、 震度3以上の 地域名と市町村名を 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表																																																																																													

136	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。				・県地域防災計画に併せた内容修正
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	
	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）	
	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 1km 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1間半～2時間程度で発表。	
	長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページに掲載）	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	

奥出雲町地域防災計画（地震災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘 要
	第3 地震情報の収集・伝達	第3 地震情報の収集・伝達	

139	1 地震に関する情報の発表、伝達及び種類 (1)～(2) (略) (3) 種類及び内容 ア 地震に関する情報の種類と内容は次のとおりである。 <table><tr><th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr><tr><td>震度速報</td><td>・震度3以上</td><td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td></tr><tr><td>震源に関する情報</td><td>・震度3以上 (大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)</td><td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加</td></tr><tr><td>震源・震度に関する情報</td><td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時、若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合</td><td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、 震度3以上4 地域名と市町村名を公表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を公表</td></tr></table>	地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を 190 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報 、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・ 大津波警報 、津波警報または津波注意報発表時、若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、 震度3以上 4 地域名と市町村名を公表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を公表	・県地域防災計画に併せた内容修正	
	地震情報の種類	発表基準	内 容												
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を 190 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。													
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報 、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加													
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・ 大津波警報 、津波警報または津波注意報発表時、若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、 震度3以上 4 地域名と市町村名を公表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を公表													
1 地震に関する情報の発表、伝達及び種類 (1)～(2) (略) (3) 種類及び内容 ア 地震に関する情報の種類と内容は次のとおりである。 <table><tr><th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr><tr><td>震度速報</td><td>・震度3以上</td><td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td></tr><tr><td>震源に関する情報</td><td>・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)</td><td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td></tr><tr><td>震源・震度に関する情報</td><td> ・震度1以上 ・津波警報・注意報または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合</td><td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を公表。</td></tr></table>	地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	震源・震度に関する情報	 ・震度1以上 ・津波警報・注意報または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を公表。			
地震情報の種類	発表基準	内 容													
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。													
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。													
震源・震度に関する情報	 ・震度1以上 ・津波警報・注意報または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を公表。													
140	<table><tr><th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr><tr><td>各地の震度に関する情報</td><td>・震度1以上</td><td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</td></tr><tr><td>遠地地震に関する情報</td><td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</td><td>地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表</td></tr></table>	地震情報の種類	発表基準	内 容	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表	・県地域防災計画に併せた内容修正				
	地震情報の種類	発表基準	内 容												
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。													
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表													
<table><tr><th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>推計震度分布図</td><td>・震度5弱以上</td><td>観測した各地の震度データをもとに250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</td></tr><tr><td>長周期地震動に関する観測情報</td><td>・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合</td><td>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)</td></tr></table>	地震情報の種類	発表基準	内 容							推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)
地震情報の種類	発表基準	内 容													
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。													
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)													

[illegible]

頁	現 行			修 正			摘 要																	
140	<table><tr><td>その他の情報</td><td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</td><td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表</td></tr><tr><td>推計震度分布図</td><td>・震度 5 弱以上</td><td>観測した各地の震度データをもとに、4km四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表</td></tr><tr><td>長周期地震動に関する観測情報</td><td>・震度 3 以上</td><td>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページに掲載）</td></tr></table>			その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表	推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 4km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表	長周期地震動に関する観測情報	・震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページに掲載）	<table><tr><td>遠地地震に関する情報</td><td><u>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※</u> ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※<u>国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。</u></td><td>地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※<u>国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は 1 間半～2 時間程度で発表。</u></td></tr><tr><td>その他の情報</td><td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等</td><td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。</td></tr></table>			遠地地震に関する情報	<u>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※</u> ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※ <u>国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。</u>	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※ <u>国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は 1 間半～2 時間程度で発表。</u>	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。	・県地域防災計画に併せた内容修正		
	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表																					
	推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 4km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表																					
	長周期地震動に関する観測情報	・震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページに掲載）																					
	遠地地震に関する情報	<u>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※</u> ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※ <u>国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。</u>	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※ <u>国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は 1 間半～2 時間程度で発表。</u>																					
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。																						
イ その他、気象庁の提供資料 地震活動に関する解説資料等 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。																								
<table><tr><th>解説資料等の種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr><tr><td>地震解説資料（速報版）※</td><td>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度 4 以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）</td><td>地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料</td></tr></table>			解説資料等の種類	発表基準	内 容	地震解説資料（速報版）※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度 4 以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、 当該都道府県の情報等、 及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料																
解説資料等の種類	発表基準	内 容																						
地震解説資料（速報版）※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時 ・（担当地域で）震度 4 以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、 当該都道府県の情報等、 及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料																						
<table><tr><td>管内地震活動図</td><td>・定期（毎月初旬）</td><td>気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台が発表する、地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、<u>毎月の各</u>地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</td></tr></table>			管内地震活動図	・定期（毎月初旬）	気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台が発表する、 地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、 <u>毎月の各</u> 地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。																			
管内地震活動図	・定期（毎月初旬）	気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台が発表する、 地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、 <u>毎月の各</u> 地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。																						
<table><tr><td>島根県の地震</td><td>・定期（毎月）</td><td>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の島根県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料</td></tr></table>			島根県の地震	・定期（毎月）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の島根県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料	<table><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>																		
島根県の地震	・定期（毎月）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の島根県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料																						

141	週間地震概況 ・定期（毎週金曜） 気象庁本庁、管区气象台及び沖縄气象台が発表する。防災に係る活動を支援するために、週ごとの震度などを取りまとめた資料	週間地震概況 ・定期（毎週金曜） 防災に係る活動を支援するために、週ごとの<u>全国</u>の震度などを取りまとめた資料。	・県地域防災計画に併せた内容修正																																																
141	(4) 緊急警報放送システム（EWS） NHKは緊急警報放送システムにより「大津波警報」及び「津波警報」を放送する。 地震情報（震源・震度に関する情報） 地震情報（震源・震度に関する情報）の例 地震情報（震源・震度に関する情報） 平成26年3月14日2時12分 気象庁発表 きょう14日02時07分ころ地震がありました。 震源地は、伊予灘（北緯33.7度、東経131.9度）で、震源の深さは約80km、地震の規模（マグニチュード）は6.1と推定されます。 （略）	(4) 緊急警報放送システム（EWS） NHKは緊急警報放送システムにより「大津波警報」及び「津波警報」を放送する。 地震情報（震源・震度に関する情報） 地震情報（震源・震度 情報）の例 地震情報（震源・震度 情報） 令和〇年〇月〇日〇時〇分 気象庁発表 〇日〇時〇分 ころ地震がありました。 震源地は、伊予灘（北緯33.7度、東経131.9度）で、震源の深さは約80km、地震の規模（マグニチュード）は6.1と推定されます。 （略）	・県地域防災計画に併せた内容修正																																																
143	(5) 震度情報ネットワークシステム （略） 島根県震度情報ネットワーク （以下略）	(5) 震度情報ネットワークシステム （略） 島根県震度情報ネットワーク （以下略）	・県地域防災計画に併せた内容修正																																																
144	島根県内の震度観測地点 一覧表 <table><tr><th></th><th>震度観測点名称</th><th>設置者</th><th>観測点所在地</th></tr><tr><td>1～14</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>15</td><td>浜田市野原町</td><td>防災科研</td><td>浜田市野原町859-1</td></tr><tr><td>16～17</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>18</td><td>西ノ島町浦郷</td><td>防災科研</td><td>隠岐郡西ノ島町大字浦郷1379-（旧西ノ島小学校）</td></tr></table>		震度観測点名称	設置者	観測点所在地	1～14	（略）	（略）	（略）	15	浜田市野原町	防災科研	浜田市野原町859-1	16～17	（略）	（略）	（略）	18	西ノ島町浦郷	防災科研	隠岐郡西ノ島町大字浦郷1379- （旧西ノ島小学校）	島根県内の震度観測地点 一覧表 <table><tr><th></th><th>震度観測点名称</th><th>設置者</th><th>観測点所在地</th></tr><tr><td>1～14</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>15</td><td>奥出雲町横田</td><td>防災科研</td><td>仁多郡奥出雲町横田1037（奥出雲町役場横田庁舎）</td></tr><tr><td>16</td><td>浜田市野原町</td><td>防災科研</td><td>浜田市野原町859-1</td></tr><tr><td>17～18</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>19</td><td>吉賀町六日市</td><td>防災科研</td><td>鹿足郡吉賀町六日市648</td></tr><tr><td>20</td><td>西ノ島町浦郷小学校</td><td>防災科研</td><td>隠岐郡西ノ島町大字浦郷1379</td></tr></table>		震度観測点名称	設置者	観測点所在地	1～14	（略）	（略）	（略）	15	奥出雲町横田	防災科研	仁多郡奥出雲町横田1037（奥出雲町役場横田庁舎）	16	浜田市野原町	防災科研	浜田市野原町859-1	17～18	（略）	（略）	（略）	19	吉賀町六日市	防災科研	鹿足郡吉賀町六日市648	20	西ノ島町浦郷小学校	防災科研	隠岐郡西ノ島町大字浦郷1379	・県地域防災計画に併せた内容修正
	震度観測点名称	設置者	観測点所在地																																																
1～14	（略）	（略）	（略）																																																
15	浜田市野原町	防災科研	浜田市野原町859-1																																																
16～17	（略）	（略）	（略）																																																
18	西ノ島町浦郷	防災科研	隠岐郡西ノ島町大字浦郷1379- （旧西ノ島小学校）																																																
	震度観測点名称	設置者	観測点所在地																																																
1～14	（略）	（略）	（略）																																																
15	奥出雲町横田	防災科研	仁多郡奥出雲町横田1037（奥出雲町役場横田庁舎）																																																
16	浜田市野原町	防災科研	浜田市野原町859-1																																																
17～18	（略）	（略）	（略）																																																
19	吉賀町六日市	防災科研	鹿足郡吉賀町六日市648																																																
20	西ノ島町浦郷小学校	防災科研	隠岐郡西ノ島町大字浦郷1379																																																

奥出雲町地域防災計画（地震災害対策編） 新旧対照表

頁

現行

島根県内の震度観測地点一覧表

	震度観測点名称	設置者	観測点所在地
1～14	（略）	（略）	（略）
-			
15	浜田市豊原町	防災科研	浜田市豊原町859-1
16～17	（略）	（略）	（略）
-			
18	西ノ島町浦郷	防災科研	隠岐郡西ノ島町大字浦郷1379（旧西ノ島小学校）
19	松江市鹿島町佐保本郷	島根県	松江市鹿島町佐保本郷640-1（鹿島支所）
20	松江市玉湯町湯町	島根県	松江市玉湯町湯町1793（玉湯支所）
21	松江市島根町加賀	島根県	松江市島根町加賀1175-1（島根支所）
22	松江市八束町波入	島根県	松江市八束町波入2060番地（八束支所）
23	松江市東出雲町掛屋	島根県	松江市東出雲町掛屋1142（東出雲支所）
24	松江市八雲町西岩坂	島根県	松江市八雲町西岩坂355-1（松江市八雲支所）
25	松江市宍道町宍道	島根県	松江市宍道町宍道885-3（宍道支所）
26	出雲市多伎町小田	島根県	出雲市多伎町小田74-1（多伎支所）
27	出雲市平田町	島根県	出雲市平田町051-1（平田支所）
28	出雲市佐田町反辺	島根県	出雲市佐田町反辺1747-6（佐田支所）
29	出雲市湖郷町二部	島根県	出雲市湖郷町二部1320（湖郷支所）
30	出雲市大社町竹葉南	島根県	出雲市大社町竹葉南1395（大社支所）
31	出雲市斐川町上原	島根県	出雲市斐川町上原2172（斐川支所）
32	安来市安来町	島根県	安来市安来町878-2（安来市役所）
33	安来市白太町東母里	島根県	安来市白太町東母里580（白太支所）
34	雲南市掛合町掛合	島根県	雲南市掛合町掛合1262-1（掛合総合センター）
35	雲南市三刀屋町三刀屋	島根県	雲南市三刀屋町三刀屋144-1（三刀屋総合センター）
36	雲南市加茂町加茂中	島根県	雲南市加茂町加茂中972-5（加茂総合センター）
37	雲南市吉田町吉田	島根県	雲南市吉田町吉田1066（吉田総合センター）
38～40	（略）	（略）	（略）
41	奥出雲町横田	島根県	仁多郡奥出雲町横田1037（奥出雲町役場横田庁舎）
42	奥出雲町三成	島根県	仁多郡奥出雲町三成358-1（奥出雲町役場仁多庁舎）
43	浜田市鞆町	島根県	浜田市鞆町1（浜田市役所）
44	浜田市金城町下米原	島根県	浜田市金城町下米原171（浜田市金城支所）
45	浜田市三隅町三隅	島根県	浜田市三隅町三隅1434（浜田市三隅支所）
46	浜田市旭町今市	島根県	浜田市旭町今市637（浜田市旭支所）
47	浜田市勝岑町長安本郷	島根県	浜田市勝岑町長安本郷542-1（浜田市勝岑支所）
48	益田市常盤町1-1	島根県	益田市常盤町1-1（益田市役所）
49	益田市虹見町虹見	島根県	益田市虹見町虹見1260（虹見総合支所）
50	益田市美都町都茂	島根県	益田市美都町都茂1803-1（美都総合支所）
51	大田市大田町	島根県	大田市大田町大田1111（大田市役所）
52	大田市仁摩町仁万	島根県	大田市仁摩町仁万562-3（大田市仁摩支所）
53	大田市温泉津町小浜	島根県	大田市温泉津町小浜486（大田市温泉津支所）
54	江津市江津町	島根県	江津市江津町1525（江津市役所）
55	江津市松原町川戸	島根県	江津市松原町川戸1544（川戸地域コミュニティセンター）
56	川本町川本	島根県	邑智郡川本町大字川本271-3（川本町役場）
57	津和野町後田	島根県	鹿足郡津和野町後田64-6（津和野町津和野庁舎）
58	津和野町日原	島根県	鹿足郡津和野町日原64-25（津和野町役場）
59	島根美郷町津淵	島根県	邑智郡美郷町津淵168（美郷町役場）
60	島根美郷町都賀本郷	島根県	邑智郡美郷町都賀本郷163（都賀公民館）
61～63	（略）	（略）	（略）
64	吉賀町六日市	島根県	鹿足郡吉賀町六日市750（吉賀町役場）
65	吉賀町柿本村柿本	島根県	鹿足郡吉賀町柿本村柿本500-1（吉賀町柿本庁舎）
66	海士町海士	島根県	隠岐郡海士町大字海士1490（海士町役場）
67～71	（略）	（略）	（略）

修正

島根県内の震度観測地点一覧表

	震度観測点名称	設置者	観測点所在地
1～14	（略）	（略）	（略）
15	奥出雲町横田	防災科研	仁多郡奥出雲町横田1037（奥出雲町役場横田庁舎）
16	浜田市豊原町	防災科研	浜田市豊原町859-1
17～18	（略）	（略）	（略）
19	吉賀町六日市	防災科研	鹿足郡吉賀町六日市648
20	西ノ島町浦郷小学校	防災科研	隠岐郡西ノ島町大字浦郷1379
21	松江市鹿島町佐保本郷	島根県	松江市鹿島町佐保本郷640-1（松江市役所鹿島支所）
22	松江市玉湯町湯町	島根県	松江市玉湯町湯町1793（松江市役所玉湯支所）
23	松江市島根町加賀	島根県	松江市島根町加賀1175-1（松江市役所島根支所）
24	松江市八束町波入	島根県	松江市八束町波入2060番地（松江市役所八束支所）
25	松江市東出雲町掛屋	島根県	松江市東出雲町掛屋1216番地1（松江市役所東出雲支所）
26	松江市八雲町西岩坂	島根県	松江市八雲町西岩坂355-1（松江市役所八雲支所）
27	松江市宍道町宍道	島根県	松江市宍道町宍道885-3（松江市役所宍道支所）
28	出雲市多伎町小田	島根県	出雲市多伎町小田74-1（出雲市役所多伎行政センター）
29	出雲市平田町	島根県	出雲市平田町3636-1（出雲市商法本部平田出張所）
30	出雲市佐田町反辺	島根県	出雲市佐田町反辺1747-6（出雲市役所佐田行政センター）
31	出雲市湖郷町二部	島根県	出雲市湖郷町二部1320（出雲市役所湖郷行政センター）
32	出雲市大社町竹葉南	島根県	出雲市大社町竹葉南1395（出雲市役所大社行政センター）
33	出雲市斐川町上原	島根県	出雲市斐川町上原1760-1（出雲市まめがき一番館）
34	安来市安来町	島根県	安来市安来町878-2（安来市役所）
35	安来市白太町東母里	島根県	安来市白太町東母里580（安来市役所白太支所）
36	雲南市掛合町掛合	島根県	雲南市掛合町掛合2151-1（雲南市役所掛合総合センター）
37	雲南市三刀屋町三刀屋	島根県	雲南市三刀屋町三刀屋144-1（雲南市役所三刀屋総合センター）
38	雲南市加茂町加茂中	島根県	雲南市加茂町加茂中972-5（雲南市役所加茂総合センター）
39	雲南市吉田町吉田	島根県	雲南市吉田町吉田1066（雲南市役所吉田総合センター）
40～42	（略）	（略）	（略）
-			
43	奥出雲町三成	島根県	仁多郡奥出雲町三成358-1（奥出雲町役場仁多庁舎）
44	浜田市鞆町	島根県	浜田市鞆町1（浜田市役所）
45	浜田市金城町下米原	島根県	浜田市金城町下米原171（浜田市山本開発センター・みどりかみゆん）
46	浜田市三隅町三隅	島根県	浜田市三隅町三隅1434（浜田市役所三隅支所）
47	浜田市旭町今市	島根県	浜田市旭町今市637（浜田市役所旭支所）
48	浜田市勝岑町長安本郷	島根県	浜田市勝岑町長安本郷542-1（浜田市役所勝岑支所）
49	益田市常盤町1-1	島根県	益田市常盤町1-1（益田市役所）
50	益田市虹見町虹見	島根県	益田市虹見町虹見1260（益田市役所虹見分庁舎）
51	益田市美都町都茂	島根県	益田市美都町都茂1803-1（益田市役所美都分庁舎）
52	大田市大田町	島根県	大田市大田町大田1-1-3（島根県大田集合庁舎）
53	大田市仁摩町仁万	島根県	大田市仁摩町仁万562-3（大田市役所仁摩支所）
54	大田市温泉津町小浜	島根県	大田市温泉津町小浜486（大田市役所温泉津支所）
55	江津市江津町	島根県	江津市江津町1525（江津市役所）
56	江津市松原町川戸	島根県	江津市松原町川戸361-3（江津邑智消防組合江津消防署松江出張所）
57	川本町川本	島根県	邑智郡川本町大字川本271-3（川本町役場）
58	津和野町後田	島根県	鹿足郡津和野町後田64-6（津和野町役場津和野庁舎）
59	津和野町日原	島根県	鹿足郡津和野町日原218-18（津和野町役場本庁舎）
60	島根美郷町津淵	島根県	邑智郡美郷町津淵168（美郷町役場）
61	島根美郷町都賀本郷	島根県	邑智郡美郷町都賀本郷163（美郷町役場大和町役所）
62～64	（略）	（略）	（略）
65			
66	吉賀町柿本村柿本	島根県	鹿足郡吉賀町柿本村柿本500-1（吉賀町役場柿本庁舎）
67	海士町海士	島根県	隠岐郡海士町大字海士1490（隠岐開発総合センター）
68～72	（略）	（略）	（略）

奥出雲町地域防災計画（地震災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行				修 正				摘 要
144	19	松江市鹿島町佐陀本郷	島根県	松江市鹿島町佐陀本郷 640-1（ <u>鹿島支所</u> ）	21	松江市鹿島町佐陀本郷	島根県	松江市鹿島町佐陀本郷 640-1（ <u>松江市役所鹿島支所</u> ）	・ <u>県地域防災計画に併せた内容修正</u>
	20	松江市玉湯町湯町	島根県	松江市玉湯町湯町 1793（ <u>玉湯支所</u> ）	22	松江市玉湯町湯町	島根県	松江市玉湯町湯町 1793（ <u>松江市役所玉湯支所</u> ）	
	21	松江市島根町加賀	島根県	松江市島根町加賀 1175-1（ <u>島根支所</u> ）	23	松江市島根町加賀	島根県	松江市島根町加賀 1175-1（ <u>松江市役所島根支所</u> ）	
	22	松江市八束町波入	島根県	松江市八束町波入 2060 番地（ <u>八束支所</u> ）	24	松江市八束町波入	島根県	松江市八束町波入 2060 番地（ <u>松江市役所八束支所</u> ）	
	23	松江市東出雲町揖屋	島根県	松江市東出雲町揖屋 1142 （ <u>東出雲支所</u> ）	25	松江市東出雲町揖屋	島根県	松江市東出雲町揖屋 1216 番地 1 （ <u>松江市役所東出雲支所</u> ）	
	24	松江市八雲町西岩坂	島根県	松江市八雲町西岩坂 355-1（松江市 <u>八雲支所</u> ）	26	松江市八雲町西岩坂	島根県	松江市八雲町西岩坂 355-1（ <u>松江市役所八雲支所</u> ）	
	25	松江市宍道町宍道	島根県	松江市宍道町宍道 885-3（ <u>宍道支所</u> ）	27	松江市宍道町宍道	島根県	松江市宍道町宍道 885-3（ <u>松江市役所宍道支所</u> ）	
	26	出雲市多伎町小田	島根県	出雲市多伎町小田 74-1（ <u>多伎支所</u> ）	28	出雲市多伎町小田	島根県	出雲市多伎町小田 74-1（ <u>出雲市役所多伎行政センター</u> ）	
	27	出雲市平田町	島根県	出雲市平田町 951 -1（ <u>平田支所</u> ）	29	出雲市平田町	島根県	出雲市平田町 3636-1 （ <u>出雲市商法本部平田消防署</u> ）	
	28	出雲市佐田町反辺	島根県	出雲市佐田町反辺 1747-6（ <u>佐田支所</u> ）	30	出雲市佐田町反辺	島根県	出雲市佐田町反辺 1747-6（ <u>出雲市役所佐田行政センター</u> ）	
	29	出雲市湖陵町二部	島根県	出雲市湖陵町二部 1320（ <u>湖陵支所</u> ）	31	出雲市湖陵町二部	島根県	出雲市湖陵町二部 1320（ <u>出雲市役所湖陵行政センター</u> ）	
	30	出雲市大社町杵築南	島根県	出雲市大社町杵築南 1395（ <u>大社支所</u> ）	32	出雲市大社町杵築南	島根県	出雲市大社町杵築南 1395（ <u>出雲市役所大社行政センター</u> ）	
	31	出雲市斐川町莊原	島根県	出雲市斐川町 莊原 2172 （ <u>斐川支所</u> ）	33	出雲市斐川町莊原	島根県	出雲市斐川町 上庄原 1760-1 （ <u>出雲市まめながー番館</u> ）	
	32	安来市安来町	島根県	安来市安来町 878-2（安来市役所）	34	安来市安来町	島根県	安来市安来町 878-2（安来市役所）	
	33	安来市伯太町東母里	島根県	安来市伯太町東母里 580（伯太支所）	35	安来市伯太町東母里	島根県	安来市伯太町東母里 580（ <u>安来市役所伯太支所</u> ）	
	34	雲南市掛合町掛合	島根県	雲南市掛合町掛合 1262-1 （掛合総合センター）	36	雲南市掛合町掛合	島根県	雲南市掛合町掛合 2151-1 （ <u>雲南市役所掛合総合センター</u> ）	
	35	雲南市三刀屋町三刀屋	島根県	雲南市三刀屋町三刀屋 144-1（三刀屋総合センター）	37	雲南市三刀屋町三刀屋	島根県	雲南市三刀屋町三刀屋 144-1（ <u>雲南市役所三刀屋総合センター</u> ）	
	36	雲南市加賀町加茂中	島根県	雲南市加賀町加茂中 972-5（加茂総合センター）	38	雲南市加賀町加茂中	島根県	雲南市加賀町加茂中 972-5（ <u>雲南市役所加茂総合センター</u> ）	
	37	雲南市吉田町吉田	島根県	雲南市吉田町吉田 1066（吉田総合センター）	39	雲南市吉田町吉田	島根県	雲南市吉田町吉田 1066（ <u>雲南市役所吉田総合センター</u> ）	
	38～40	（略）	（略）	（略）	40～42	（略）	（略）	（略）	
	41	奥出雲町横田	島根県	仁多郡奥出雲町横田 1037（奥出雲町役場横田庁舎）					
	65	吉賀町柿木村柿木	島根県	鹿足郡吉賀町柿木村柿木 500-1（吉賀町 <u>柿木庁舎</u> ）	66	吉賀町柿木村柿木	島根県	鹿足郡吉賀町柿木村柿木 500-1（吉賀町 <u>役場柿木庁舎</u> ）	
	66	海上町海上	島根県	隠岐郡海上町大字海上 1490（ <u>海上町役場</u> ）	67	海上町海上	島根県	隠岐郡海上町大字海上 1490（ <u>隠岐開発総合センター</u> ）	
	67～71	（略）	（略）	（略）	68～72	（略）	（略）	（略）	
	第 4 被害情報等の収集・伝達				第 4 被害情報等の収集・伝達				
1461	1	（略）			1	（略）			・ <u>県地域防災計画に併せた内容修正</u>
	2	被害情報の収集・把握 （略） (1)～(2) （略） (3) ヘリコプター等による情報収集 県は、震度 5 弱以上の地震を観測した場合、災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、直ちに防災ヘリコプターによる上空からの偵察等を行い、被災地のヘリテレ映像を県庁及び合同庁舎等に一斉放送する。また、警察用航空機のヘリコプターテレビシステム、高所カメラ、商用テレビ放送及びビデオカメラ、職員等のデジタルカメラ等による画像情報、自衛隊の航空機等の上空からの目視情報等と併せて情報収集する。 また、衛星車載局により地上からの情報も収集する。 <							

	雲南・出雲・県央・益田 県土整備事務所、大田地区では県央県土整備事務所大田事業所)を指す。	各 県土整備事務所、大田地区では県央県土整備事務所大田事業所)を指す。	
154	1～36 (略) 36 産業廃棄物処理場 様式第19号の 関 係 被 害 3 37～42 (略) 才 (略) (3) (略)	1～36 (略) 36 産業廃棄物処理場 様式第19号の 関 係 被 害 3 37～42 (略) 才 (略) (3) (略)	・県地域防災計画に併せた内容修正
	第3節 災害広報	第3節 災害広報	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 町による災害広報の実施	第2 町による災害広報の実施	

奥出雲町地域防災計画（地震災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘 要
154	<u>エ 報告様式及び様式別報告系統</u> <u>速報、詳報及び確定報告の様式は、資料編に定めるとおりである。</u> <u>報告様式別報告系統は次のとおりである。なお、県土整備事務所等とは、地区災害対策本部担当事務所（隠岐地区では支庁県民局、松江・雲南・出雲・浜田・川本・益田地区では松江・雲南・出雲・県央・益田</u>県土整備事務所、大田地区では県央県土整備事務所大田事業所)を指す。	<u>エ 報告様式及び様式別報告系統</u> <u>速報、詳報及び確定報告の様式は、資料編に定めるとおりである。</u> <u>報告様式別報告系統は次のとおりである。なお、県土整備事務所等とは、地区災害対策本部担当事務所（隠岐地区では支庁県民局、松江・雲南・出雲・浜田・川本・益田地区では</u> <u>各</u>県土整備事務所、大田地区では県央県土整備事務所大田事業所)を指す。	<u>・県地域防災計画に併せた内容修正</u>

1156	1 ～15（略） 15農業被害速報様式第9号の4 市町村④→支庁農林水産局 農林水産振興センター⑤→農林水産部 農村漁村振興課⑥→防災危機管理課 （県災対本部） 16農作物関係被害様式第10号の1 市町村④→支庁農林水産局 農林水産振興センター⑤→農林水産部 農村漁村振興課⑥→防災危機管理課 （県災対本部） 17果樹等樹体被害様式第10号の2 市町村④→支庁農林水産局 農林水産振興センター⑤→農林水産部 農村漁村振興課⑥→防災危機管理課 （県災対本部） 18農業非共同利用施設被害様式第10号の3 市町村④→支庁農林水産局 農林水産振興センター⑤→農林水産部 農村漁村振興課⑥→防災危機管理課 （県災対本部） 19畜産関係被害様式第12号 市町村④→支庁農林水産局 農林水産振興センター⑤→農林水産部 農村漁村振興課⑥→防災危機管理課 （県災対本部） 20農業共同利用施設被害様式第13号 市町村④→支庁農林水産局 農林水産振興センター⑤→農林水産部 農村漁村振興課⑥→防災危機管理課 （県災対本部）	1 ～15（略） 15農業被害速報様式第9号の4 市町村④→支庁農林水産局 農林水産振興センター⑤→農林水産部 農山漁村振興課⑥→防災危機管理課 （県災対本部） 16農作物関係被害様式第10号の1 市町村④→支庁農林水産局 農林水産振興センター⑤→農林水産部 農山漁村振興課⑥→防災危機管理課 （県災対本部） 17果樹等樹体被害様式第10号の2 市町村④→支庁農林水産局 農林水産振興センター⑤→農林水産部 農山漁村振興課⑥→防災危機管理課 （県災対本部） 18農業非共同利用施設被害様式第10号の3 市町村④→支庁農林水産局 農林水産振興センター⑤→農林水産部 農山漁村振興課⑥→防災危機管理課 （県災対本部） 19畜産関係被害様式第12号 市町村④→支庁農林水産局 農林水産振興センター⑤→農林水産部 農山漁村振興課⑥→防災危機管理課 （県災対本部） 20農業共同利用施設被害様式第13号 市町村④→支庁農林水産局 農林水産振興センター⑤→農林水産部 農山漁村振興課⑥→防災危機管理課 （県災対本部）	・組織名の修正
158	21 ～36（略） 36産業廃棄物処理場関係被害様式第19号の3 市町村④→保健所⑤→環境生活部 廃棄物対策課⑥→防災危機管理課 （県災対本部） 保健所④ 37～42（略） 才（略） (3)（略）	21 ～36（略） 36産業廃棄物処理場関係被害様式第19号の3 保健所⑤→環境生活部 廃棄物対策課⑥→防災危機管理課 （県災対本部） 保健所④ 37～42（略） 才（略） (3)（略）	・県地域防災計画に併せた内容修正
	第3節 災害広報	第3節 災害広報	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 町による災害広報の実施	第2 町による災害広報の実施	
	第3 関係機関等による災害広報の実施	第3 関係機関等による災害広報の実施	
	第4 住民等からの問い合わせに対する対応	第4 住民等からの問い合わせに対する対応	
	第4節 広域応援体制	第4節 広域応援体制	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 市町村・消防における相互応援協力	第2 市町村・消防における相互応援協力	
	第3 町における広域応援体制	第3 町における広域応援体制	
	第4 緊急消防援助隊による応援	第4 緊急消防援助隊による応援	

164	1 (略) 2 応援要請 (1)～(2) (略) (3) 知事は、要請にあたって事前に代表消防機関（松江市消防本部。被災等により松江町消防本部による連絡調整が困難な時は浜田市消防本部。）及び消防庁との間で事前調整を行うとともに、要請を行った場合は速やかにその旨を代表消防機関及び災害発生町長に連絡する。 (4) (略) 3 (略) 4 (略)	1 (略) 2 応援要請 (1)～(2) (略) (3) 知事は、要請にあたって事前に代表消防機関（松江市消防本部。被災等により松江町消防本部による連絡調整が困難な時は浜田市消防本部又は出雲市消防本部。）及び消防庁との間で事前調整を行うとともに、要請を行った場合は速やかにその旨を代表消防機関及び災害発生町長に連絡する。 (4) (略) 3 (略) 4 (略)	・県地域防災計画に併せた内容修正
165	指揮系統図（図2.2.4.2） (略) ※1 (略) ※2 代表消防機関とは松江市消防本部、代表消防機関代行とは浜田市消防本部及びをいう ※3～※5 (略)	指揮系統図（図2.2.4.2） (略) ※1 (略) ※2 代表消防機関とは松江市消防本部、代表消防機関代行とは浜田市消防本部及び出雲市消防本部をいう ※3～※5 (略)	・県地域防災計画に併せた内容修正
	第5節 自衛隊の災害派遣体制	第5節 自衛隊の災害派遣体制	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法	第2 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法	
	第3 自衛隊の災害派遣活動	第3 自衛隊の災害派遣活動	
	第4 自衛隊の災害派遣に伴う受入れ体制等	第4 自衛隊の災害派遣に伴う受入れ体制等	
	第6節 災害救助法の適用	第6節 災害救助法の適用	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 災害救助法の実施機関	第2 災害救助法の実施機関	
	第3 災害救助法の適用基準	第3 災害救助法の適用基準	
	第4 被災世帯の算定基準	第4 被災世帯の算定基準	
	第5 災害救助法の適用手続き	第5 災害救助法の適用手続き	
	第6 災害救助の実施方法等	第6 災害救助の実施方法等	
	第7節 避難活動	第7節 避難活動	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 要避難状況の早期把握・判断	第2 要避難状況の早期把握・判断	
	第3 避難の指示等の実施	第3 避難の指示等の実施	
	第4 警戒区域の設定	第4 警戒区域の設定	
	第5 避難指示等の伝達	第5 避難指示等の伝達	
	第6 避難の誘導等	第6 避難の誘導等	
	第7 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営	第7 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営	

189	1 (略) 2 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営 (略) (1) 指定避難所の運営・管理方法 ア 指定避難所における良好な生活環境の確保 町は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。 そのため、 食事供与の状況、トイレの設置状況、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握等に努め、 必要な措置を講じるよう努める。 (7)～(9) (略) (x) 段ボールベッド、パーティション等の活用状況の把握及び必要な対策 (ホ)～(ケ) (略)	1 (略) 2 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営 (略) (1) 指定避難所の運営・管理方法 ア 指定避難所における良好な生活環境の確保 町は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。 そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握等に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。 (7)～(9) (略) (x)～(ケ) (略)	・県地域防災計画に併せた内容修正
190	イ～ケ (略) コ 家庭動物（ペット）のための避難スペースの確保と関係団体との連携 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 サ (略)	イ～ケ (略) コ 家庭動物（ペット）のための避難スペースの確保と関係団体との連携 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 サ (略)	・県地域防災計画に併せた内容修正
191	(2) 保健・衛生対策 町及び県は以下の点に留意する。 ア～ウ (略) エ 仮設トイレの確保 要配慮者への配慮や、設置場所、夜間の安全対策、男女別の設置など女性等への配慮を行う オ～ケ (略) 3～4 (略) 5 指定避難所に滞在することができない被災者への対策 県及び町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 	(2) 保健・衛生対策 町及び県は以下の点に留意する。 ア～ウ (略) エ 仮設トイレやマンホールトイレの確保 必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、要配慮者への配慮や、設置場所、夜間の安全対策、男女別の設置など女性等への配慮を行う。 オ～ケ (略) 3～4 (略) 5 指定避難所に滞在することができない被災者への対策 町及び県は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。 	・県地域防災計画に併せた内容修正
	第8 広域一時滞在	第8 広域一時滞在	

	第7 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営	第7 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営	
193	1 (略) 2 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営 (略) (1) 指定避難所の運営・管理方法 ア 指定避難所における良好な生活環境の確保 町は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。 そのため、 食事供与の状況、トイレの設置状況、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握等に努め、 必要な措置を講じるよう努める。 (ア)～(ウ) (略) (エ) 段ボールベッド、パーティション等の活用状況の把握及び必要な対策 (オ)～(ウ) (略)	1 (略) 2 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営 (略) (1) 指定避難所の運営・管理方法 ア 指定避難所における良好な生活環境の確保 町は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。 そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握等に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。 (ア)～(ウ) (略) (エ)～(ウ) (略)	・<u>県地域防災計画に併せた内容修正</u>
194	イ～ケ (略) コ 家庭動物（ペット）のための避難スペースの確保と関係団体との連携 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 サ (略)	イ～ケ (略) コ 家庭動物（ペット）のための避難スペースの確保と関係団体との連携 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 サ (略)	・<u>県地域防災計画に併せた内容修正</u>
195	(2) 保健・衛生対策 町及び県は以下の点に留意する。 ア～ウ (略) エ 仮設トイレ の確保 要配慮者への配慮や、設置場所、夜間の安全対策、男女別の設置など女性等への配慮を行う オ～ケ (略) 3～4 (略) 5 指定避難所に滞在することができない被災者への対策 県及び町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。	(2) 保健・衛生対策 町及び県は以下の点に留意する。 ア～ウ (略) エ 仮設トイレやマンホールトイレの確保 必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、要配慮者への配慮や、設置場所、夜間の安全対策、男女別の設置など女性等への配慮を行う。 オ～ケ (略) 3～4 (略) 5 指定避難所に滞在することができない被災者への対策 町及び県は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。 この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。	・<u>県地域防災計画に併せた内容修正</u>
	第8 広域一時滞在	第8 広域一時滞在	
	第8節 消防活動	第8節 消防活動	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 町・消防本部等による消防活動	第2 町・消防本部等による消防活動	
	第3 他の消防本部に対する応援要請	第3 他の消防本部に対する応援要請	

	―― 第9節 救急・救助活動	―― 第9節 救急・救助活動	
	―― 第1 基本的な考え方	―― 第1 基本的な考え方	
	―― 第2 救急・救助活動	―― 第2 救急・救助活動	
197	1 町、関係機関等による救急・救助活動 (1)～(2) (略) ―― ―― ―― ―― 2～3 (略)	1 町、関係機関等による救急・救助活動 (1)～(2) (略) (3) 要救助者の位置情報の活用 ―― 町及び県の災害対策本部を含む救助機関において、生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、要救助者の位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用する。 2～3 (略)	・県地域防災計画に併せた内容修正
	―― 第3 救急・救助用資機材等の確保	―― 第3 救急・救助用資機材等の確保	
	―― 第10節 医療救護	―― 第10節 医療救護	
	―― 第1 基本的な考え方	―― 第1 基本的な考え方	
	―― 第2 医療救護活動	―― 第2 医療救護活動	
200	―― (略) 1～5 (略) ―― ―― ―― ―― 7～9 (略)	―― (略) 1～5 (略) 6 災害支援ナースの派遣・活動 ―― 県は、必要と判断したとき、島根県における災害支援ナースの派遣に関する協定に基づき、協定締結施設の管理者に対し、災害支援ナースの派遣要請を行う。 ―― また、必要に応じて、直接又は厚生労働省を通じて他の都道府県に対し、災害支援ナースの派遣を要請する。 ―― 派遣された災害支援ナースは、災害支援ナース活動要領に基づき、看護支援活動を行う。 7～9 (略)	・県地域防災計画に併せた内容修正
	―― 第3 助産救護活動	―― 第3 助産救護活動	
	―― 第4 医薬品・医療用資器材等の調達	―― 第4 医薬品・医療用資器材等の調達	
	―― 第5 傷病者等の搬送	―― 第5 傷病者等の搬送	
	―― 第6 特別に配慮を要する患者への対応	―― 第6 特別に配慮を要する患者への対応	
	―― 第11節 警備活動	―― 第11節 警備活動	
	―― 第1 基本的な考え方	―― 第1 基本的な考え方	
	―― 第2 災害警備体制の確立	―― 第2 災害警備体制の確立	
	―― 第3 災害警備措置	―― 第3 災害警備措置	
	―― 第12節 交通確保、規制	―― 第12節 交通確保、規制	
	―― 第1 基本的な考え方	―― 第1 基本的な考え方	
	―― 第2 交通規制の実施	―― 第2 交通規制の実施	
	―― 第3 緊急通行車両の確認等	―― 第3 緊急通行車両の確認等	
210	―― (略)	―― (略)	

奥出雲町地域防災計画（地震災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘 要
	<u>第8節 消防活動</u>	<u>第8節 消防活動</u>	
	<u>第1 基本的な考え方</u>	<u>第1 基本的な考え方</u>	
	<u>第2 町・消防本部等による消防活動</u>	<u>第2 町・消防本部等による消防活動</u>	

[illegible]

奥出雲町地域防災計画（地震災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘 要
	第3 緊急通行車両の確認等	第3 緊急通行車両の確認等	
215	(略) 1 (略) 2 規制対象除外車両の確認 (1) 規制除外車両確認証明書の申請 民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものとして、公安委員会が災害対策基本法に基づく交通規制の対象から除外することとした車両を使用しようとする者は、公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所又は所轄警察署）に、規制除外車両確認証明書の申請をするものとする。 (2) (略) (3) 規制除外車両確認証明書の交付 申請を受けた 公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）は、 規制除外車両であることを確認したときは、「標章」及び「規制除外車両確認証明書」を交付する。（標章及び証明書は、様式3及び様式5 参照。） (4) (略)	(略) 1 (略) 2 規制対象除外車両の確認 (1) 規制除外車両確認証明書の申請 民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものとして、公安委員会が災害対策基本法に基づく交通規制の対象から除外することとした車両を使用しようとする者は、公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所 ）に、規制除外車両確認証明書の申請をするものとする。 (2) (略) (3) 規制除外車両確認証明書の交付 申請を受けた知事（防災部防災危機管理課）又は公安委員会（警察本部交通規制課、警察署又は交通検問所）は、既に交付されている届出済証を提示させるとともに、規制除外車両確認申出書の提出を受け、緊急通行車両であることを確認したときは、「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。（標章及び証明書は、様式3及び様式5（第3関係）参照。） (4) (略)	・用語の重複による修正 ・県地域防災計画に併せた内容修正
	第4 発見者等の通報と運転者のとるべき措置	第4 発見者等の通報と運転者のとるべき措置	
	第5 道路啓開	第5 道路啓開	
220	(略) 1 緊急啓開道路の把握と優先順位の決定 (1) (略) (2) 緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）との連携 中国地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して県、市町村等が行う活動に対する支援を実施する。 救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊は、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）が災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用させ、当該派遣隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行う。 (3) (略) 2 道路啓開作業の実施 (1) (略)	(略) 1 緊急啓開道路の把握と優先順位の決定 (1) (略) (2) 緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）との連携 中国地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等を派遣し、<u>ヘリ、無人航空機等を活用した被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して県、市町村等が行う活動に対する支援を実施する。</u> 救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊は、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）が災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用させ、当該派遣隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行う。 (3) (略) 2 道路啓開作業の実施 (1) (略)	・県地域防災計画に併せた内容修正

221	(2) 啓開作業 道路啓開に当たっては、関係機関等が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。国、県、町及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路 の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて啓開作業を実施する。 なお、道路啓開に当たっては、以下の事項に留意する。 ア 道路啓開は原則として第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路の順で 行う<u>ものとする</u>が、災害の規模や道路の被災状況に応じ、啓開すべき道路を決定する。 イ (略) ウ 道路啓開に際しては、2車線を確保するのが原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交差・融合ができる待避所を設ける。 エ〜ケ (略)	(2) 啓開作業 道路啓開に当たっては、関係機関等が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。国、県、町及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路<u>等</u>の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて啓開作業を実施する。 なお、道路啓開に当たっては、以下の事項に留意する。 ア 道路啓開は原則として「<u>島根県道路啓開計画</u>」で定めた、<u>広域移動ルートを優先して行う</u> が、災害の規模や道路の被災状況に応じ、啓開すべき道路を決定する。 イ (略) ウ 道路啓開 は、1車線、啓開幅5mを基本とし、緊急車両の通行に必要な通行帯を確保する。 エ〜ケ (略)	・<u>県地域防災計画に併せた内容修正</u>
	—— 第4 緊急輸送道路及び輸送拠点の確保	—— 第4 緊急輸送道路及び輸送拠点の確保	
221	1〜2 (略) (新設) —— —— —— —— 3 (略)	1〜2 (略) 3 輸送拠点の開設 —— 県は、広域防災拠点を、被災市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保する。 <u>また、広域防災拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</u> 4 (略)	・<u>県地域防災計画に併せた内容修正</u>
	—— 第14節 浸水、土砂災害対策	—— 第14節 浸水、土砂災害対策	
	—— 第1 基本的な考え方	—— 第1 基本的な考え方	
	—— 第2 浸水、土砂災害防止体制の確立	—— 第2 浸水、土砂災害防止体制の確立	
	—— 第3 浸水被害の拡大防止	—— 第3 浸水被害の拡大防止	
	—— 第4 土砂災害等による被害の拡大防止	—— 第4 土砂災害等による被害の拡大防止	
222	1 (略) 2 土砂災害発生後 町及び県は、急傾斜地崩壊危険箇所等における斜面崩壊、土石流危険渓流等における土石流及び地すべり危険箇所等における地すべりなどにより土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。	1 (略) 2 土砂災害発生後 町及び県は、<u>土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）</u> 及び <u>地すべり危険地</u> における地すべりなどにより土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。	・<u>県地域防災計画に併せた内容修正</u>

	また、県においては、所管施設の被害の把握に努める。中国四国農政局、近畿中国森林管理局、中国地方整備局においては、所管施設の被害実態の把握に努めるとともに、応急復旧に係る対応に努める。 なお、二次災害の発生に対処するため、町は、降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。	また、県においては、所管施設の被害の把握に努める。中国四国農政局、近畿中国森林管理局、中国地方整備局においては、所管施設の被害実態の把握に努めるとともに、応急復旧に係る対応に努める。 なお、二次災害の発生に対処するため、町は、降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。	
223	3 土砂災害の防止措置 地震時に土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続きがけ崩れや地すべり等が懸念される場合は、各施設管理者、町において、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な再崩壊防止措置を講じる。 また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。 4 警戒避難体制の確立 (1)～(4) (略) ※1 (略) ※2 砂防ボランティア：平成8年に設立された島根県砂防ボランティア協会に登録されているボランティアをいう。風水害時に急傾斜地崩壊や地すべりなど砂防の専門的な知識を活用し、危険箇所を点検した結果を町等の警戒避難活動に役立てようとするもの。 なお、この中には、斜面判定士の認定を受けている者も含まれる。 ※3 (略)	3 土砂災害の防止措置 地震時に土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続きがけ崩れや地すべり等が懸念される場合は、各施設管理者、町において、崩壊危険区域及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な再崩壊防止措置を講じる。 また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。 4 警戒避難体制の確立 (1)～(4) (略) ※1 (略) ※2 砂防ボランティア：平成8年に設立された島根県砂防ボランティア協会に登録されているボランティアをいう。風水害時に急傾斜地崩壊や地すべりなど砂防の専門的な知識を活用し、土砂災害警戒区域等を点検した結果を町等の警戒避難活動に役立てようとするもの。 なお、この中には、斜面判定士の認定を受けている者も含まれる。 ※3 (略)	→県地域防災計画に併せた内容修正
	第5 土砂災害防止法による緊急調査と土砂災害緊急情報	第5 土砂災害防止法による緊急調査と土砂災害緊急情報	
	第15節 施設等の応急対策	第15節 施設等の応急対策	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 社会公共施設の応急対策	第2 社会公共施設の応急対策	
	第3 建築物の応急対策	第3 建築物の応急対策	

奥出雲町地域防災計画（地震災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘 要																				
	<u>第13節 緊急輸送</u>	<u>第13節 緊急輸送</u>																					
	<u>第 1 基本的な考え方</u>	<u>第 1 基本的な考え方</u>																					
	<u>第 2 緊急輸送の実施</u>	<u>第 2 緊急輸送の実施</u>																					
	<u>第 3 緊急輸送手段等の確保</u>	<u>第 3 緊急輸送手段等の確保</u>																					
	<u>第 4 緊急輸送道路及び輸送拠点の確保</u>	<u>第 4 緊急輸送道路及び輸送拠点の確保</u>																					
224	<u>1 (略)</u>	<u>1 (略)</u>																					
	<u>2 輸送拠点等の確保</u>	<u>2 輸送拠点等の確保</u>																					
	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>																					
	<table><tr><th><u>拠点の種類</u></th><th><u>内 容</u></th></tr><tr><td><u>県庁、町役場、その他 防災関係機関の所在地</u></td><td><u>(略)</u></td></tr><tr><td><u>空港</u></td><td><u>(略)</u></td></tr><tr><td><u>ヘリポート 場外離着陸場</u></td><td><u>(略)</u></td></tr><tr><td><u>港湾、漁港</u></td><td><u>(略)</u></td></tr></table>	<u>拠点の種類</u>		<u>内 容</u>	<u>県庁、町役場、その他 防災関係機関の所在地</u>	<u>(略)</u>	<u>空港</u>	<u>(略)</u>	<u>ヘリポート 場外離着陸場</u>	<u>(略)</u>	<u>港湾、漁港</u>	<u>(略)</u>	<table><tr><th><u>拠点の種類</u></th><th><u>内 容</u></th></tr><tr><td><u>県庁、町役場、その他 防災関係機関の所在地</u></td><td><u>(略)</u></td></tr><tr><td><u>空港</u></td><td><u>(略)</u></td></tr><tr><td><u>ヘリポート 場外離着陸場</u></td><td><u>(略)</u></td></tr><tr><td><u>港湾、漁港</u></td><td><u>(略)</u></td></tr></table>	<u>拠点の種類</u>	<u>内 容</u>	<u>県庁、町役場、その他 防災関係機関の所在地</u>	<u>(略)</u>	<u>空港</u>	<u>(略)</u>	<u>ヘリポート 場外離着陸場</u>	<u>(略)</u>	<u>港湾、漁港</u>	<u>(略)</u>
	<u>拠点の種類</u>	<u>内 容</u>																					
	<u>県庁、町役場、その他 防災関係機関の所在地</u>	<u>(略)</u>																					
	<u>空港</u>	<u>(略)</u>																					
<u>ヘリポート 場外離着陸場</u>	<u>(略)</u>																						
<u>港湾、漁港</u>	<u>(略)</u>																						
<u>拠点の種類</u>	<u>内 容</u>																						
<u>県庁、町役場、その他 防災関係機関の所在地</u>	<u>(略)</u>																						
<u>空港</u>	<u>(略)</u>																						
<u>ヘリポート 場外離着陸場</u>	<u>(略)</u>																						
<u>港湾、漁港</u>	<u>(略)</u>																						

225	<table><tr><th>拠点の種類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>鉄道駅前広場</td><td>(略)</td></tr><tr><td>広域防災拠点 (備蓄基地)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>町物資集積予定地</td><td>(略)</td></tr><tr><td>道路空間を利用した防災拠点</td><td>・インターチェンジ等〔第2次〕 ・ 道の 駅〔第2次〕</td></tr><tr><td>災害医療拠点</td><td>・基幹災害拠点病院（県立中央病院）〔第1次〕 ・地域災害拠点病院（松江赤十字病院、雲南市立病院、島根大学医学部附属病院、大田市立病院、島根県済生会江津総合病院、益田赤十字病院、隠岐広域連合立隠岐病院、松江市立病院、浜田医療センター）〔第2次〕 ・救急告示病院〔第2次〕 ・島根県赤十字血液センター〔第2次〕 ・災害時に救護所・避難所等へ出向き、医療活動を行う医療機関（町立奥出雲病院）〔第2次〕</td></tr><tr><td>災害応急対策・復旧拠点</td><td>・県立都市公園（浜山公園、石見海浜公園、万葉公園）〔第2次〕</td></tr></table>	拠点の種類	内 容	鉄道駅前広場	(略)	広域防災拠点 (備蓄基地)	(略)	町物資集積予定地	(略)	道路空間を利用した防災拠点	・インターチェンジ等〔第2次〕 ・ 道の 駅〔第2次〕	災害医療拠点	・基幹災害拠点病院（県立中央病院）〔第1次〕 ・地域災害拠点病院（松江赤十字病院、雲南市立病院、島根大学医学部附属病院、大田市立病院、島根県済生会江津総合病院、益田赤十字病院、隠岐広域連合立隠岐病院、松江市立病院、浜田医療センター）〔第2次〕 ・救急告示病院〔第2次〕 ・島根県赤十字血液センター〔第2次〕 ・災害時に救護所・避難所等へ出向き、医療活動を行う医療機関（町立奥出雲病院）〔第2次〕	災害応急対策・復旧拠点	・県立都市公園（浜山公園、石見海浜公園、万葉公園）〔第2次〕	<table><tr><th>拠点の種類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>鉄道駅前広場</td><td>(略)</td></tr><tr><td>広域防災拠点 (備蓄基地)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>町物資集積予定地</td><td>(略)</td></tr><tr><td>道路空間を利用した防災拠点</td><td>・インターチェンジ等〔第2次〕 ・広域的な防災拠点となる道の駅（道の駅「掛合の里」）〔第1次〕、その他の道の 駅〔第2次〕</td></tr><tr><td>災害医療拠点</td><td>・基幹災害拠点病院（県立中央病院）〔第1次〕 ・地域災害拠点病院（松江赤十字病院、雲南市立病院、島根大学医学部附属病院、大田市立病院、島根県済生会江津総合病院、益田赤十字病院、隠岐広域連合立隠岐病院、松江市立病院、浜田医療センター）〔第1次〕 ・救急告示病院〔第2次〕 ・島根県赤十字血液センター〔第2次〕 ・災害時に救護所・避難所等へ出向き、医療活動を行う医療機関（町立奥出雲病院）〔第2次〕</td></tr><tr><td>災害応急対策・復旧拠点</td><td>・県立都市公園（浜山公園、石見海浜公園、万葉公園）〔第2次〕</td></tr></table>	拠点の種類	内 容	鉄道駅前広場	(略)	広域防災拠点 (備蓄基地)	(略)	町物資集積予定地	(略)	道路空間を利用した防災拠点	・インターチェンジ等〔第2次〕 ・広域的な防災拠点となる道の駅（道の駅「掛合の里」）〔第1次〕、その他の道の 駅〔第2次〕	災害医療拠点	・基幹災害拠点病院（県立中央病院）〔第1次〕 ・地域災害拠点病院（松江赤十字病院、雲南市立病院、島根大学医学部附属病院、大田市立病院、島根県済生会江津総合病院、益田赤十字病院、隠岐広域連合立隠岐病院、松江市立病院、浜田医療センター）〔第1次〕 ・救急告示病院〔第2次〕 ・島根県赤十字血液センター〔第2次〕 ・災害時に救護所・避難所等へ出向き、医療活動を行う医療機関（町立奥出雲病院）〔第2次〕	災害応急対策・復旧拠点	・県立都市公園（浜山公園、石見海浜公園、万葉公園）〔第2次〕	・県地域防災計画に併せた内容修正
	拠点の種類	内 容																													
	鉄道駅前広場	(略)																													
	広域防災拠点 (備蓄基地)	(略)																													
	町物資集積予定地	(略)																													
道路空間を利用した防災拠点	・インターチェンジ等〔第2次〕 ・ 道の 駅〔第2次〕																														
災害医療拠点	・基幹災害拠点病院（県立中央病院）〔第1次〕 ・地域災害拠点病院（松江赤十字病院、雲南市立病院、島根大学医学部附属病院、大田市立病院、島根県済生会江津総合病院、益田赤十字病院、隠岐広域連合立隠岐病院、松江市立病院、浜田医療センター）〔第2次〕 ・救急告示病院〔第2次〕 ・島根県赤十字血液センター〔第2次〕 ・災害時に救護所・避難所等へ出向き、医療活動を行う医療機関（町立奥出雲病院）〔第2次〕																														
災害応急対策・復旧拠点	・県立都市公園（浜山公園、石見海浜公園、万葉公園）〔第2次〕																														
拠点の種類	内 容																														
鉄道駅前広場	(略)																														
広域防災拠点 (備蓄基地)	(略)																														
町物資集積予定地	(略)																														
道路空間を利用した防災拠点	・インターチェンジ等〔第2次〕 ・広域的な防災拠点となる道の駅（道の駅「掛合の里」）〔第1次〕、その他の道の 駅〔第2次〕																														
災害医療拠点	・基幹災害拠点病院（県立中央病院）〔第1次〕 ・地域災害拠点病院（松江赤十字病院、雲南市立病院、島根大学医学部附属病院、大田市立病院、島根県済生会江津総合病院、益田赤十字病院、隠岐広域連合立隠岐病院、松江市立病院、浜田医療センター）〔第1次〕 ・救急告示病院〔第2次〕 ・島根県赤十字血液センター〔第2次〕 ・災害時に救護所・避難所等へ出向き、医療活動を行う医療機関（町立奥出雲病院）〔第2次〕																														
災害応急対策・復旧拠点	・県立都市公園（浜山公園、石見海浜公園、万葉公園）〔第2次〕																														
(新設)																															
3	(略)																														
第14節 浸水、土砂災害対策																															
第1 基本的な考え方																															
第4 宅地の応急対策																															
第5 危険物施設等の応急対策																															
第6 農作物、家畜及び関連施設の応急対策																															
229	(略) 1 家畜防疫対策 (1) 家畜伝染病の発生及びまん延の防止 町、島根県農業協同組合及び家畜診療所<u>等</u>の協力を得て、診療、防疫、消毒に必要な組織を編成し、必要な措置を実施する。畜舎施設並びに<u>飼養畜</u>及び死亡家畜に対する薬剤散布を実施し、家畜伝染病の発生及びまん延の防止を指導する。 死亡家畜の措置については家畜の飼育者に町長への届け出を行わせ、町の指示に従って死体の埋却又は焼却処分等を指導する。 (2) (略) 2～3 (略)	(略) 1 家畜防疫対策 (1) 家畜伝染病の発生及びまん延の防止 町、島根県農業協同組合及び家畜診療所<u>等</u>の協力を得て、診療、防疫、消毒に必要な組織を編成し、必要な措置を実施する。畜舎施設並びに<u>飼養畜</u>及び死亡家畜に対する薬剤散布を実施し、家畜伝染病の発生及びまん延の防止を指導する。 死亡家畜の措置については家畜の飼育者に町長への届け出を行わせ、町の指示に従って死体の埋却又は焼却処分等を指導する。 (2) (略) 2～3 (略)	・県地域防災計画に併せた内容修正																												
第7 ライフライン施設応急復旧対策																															

227	<u>3 土砂災害の防止措置</u> 地震時に土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続きがけ崩れや地すべり等が懸念される場合は、各施設管理者、町において、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な再崩壊防止措置を講じる。 また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。 <u>4 警戒避難体制の確立</u> (1)～(4) (略) ※1 (略) ※2 砂防ボランティア：平成8年に設立された島根県砂防ボランティア協会に登録されているボランティアをいう。風水害時に急傾斜地崩壊や地すべりなど砂防の専門的な知識を活用し、<u>危険箇所</u>を点検した結果を町等の警戒避難活動に役立てようとするもの。 なお、この中には、斜面判定士の認定を受けている者も含まれる。 ※3 (略)	<u>3 土砂災害の防止措置</u> 地震時に土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続きがけ崩れや地すべり等が懸念される場合は、各施設管理者、町において、崩壊危険区域及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な再崩壊防止措置を講じる。 また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。 <u>4 警戒避難体制の確立</u> (1)～(4) (略) ※1 (略) ※2 砂防ボランティア：平成8年に設立された島根県砂防ボランティア協会に登録されているボランティアをいう。風水害時に急傾斜地崩壊や地すべりなど砂防の専門的な知識を活用し、<u>土砂災害警戒区域等</u>を点検した結果を町等の警戒避難活動に役立てようとするもの。 なお、この中には、斜面判定士の認定を受けている者も含まれる。 ※3 (略)	・<u>県地域防災計画に併せた内容修正</u>
	<u>第5 土砂災害防止法による緊急調査と土砂災害緊急情報</u>	<u>第5 土砂災害防止法による緊急調査と土砂災害緊急情報</u>	
	<u>第15節 施設等の応急対策</u>	<u>第15節 施設等の応急対策</u>	
	<u>第1 基本的な考え方</u>	<u>第1 基本的な考え方</u>	
	<u>第2 社会公共施設の応急対策</u>	<u>第2 社会公共施設の応急対策</u>	
	<u>第3 建築物の応急対策</u>	<u>第3 建築物の応急対策</u>	
	<u>第4 宅地の応急対策</u>	<u>第4 宅地の応急対策</u>	
	<u>第5 危険物施設等の応急対策</u>	<u>第5 危険物施設等の応急対策</u>	
	<u>第6 農作物、家畜及び関連施設の応急対策</u>	<u>第6 農作物、家畜及び関連施設の応急対策</u>	
233	(略) <u>1 家畜防疫対策</u> (1) <u>家畜伝染病の発生及びまん延の防止</u> 町、島根県農業協同組合及び家畜診療所の協力を得て、診療、防疫、消毒に必要な組織を編成し、必要な措置を実施する。畜舎施設並びに病畜及び死亡家畜に対する薬剤散布を実施し、家畜伝染病の発生及びまん延の防止を指導する。	(略) <u>1 家畜防疫対策</u> (1) <u>家畜伝染病の発生及びまん延の防止</u> 町、島根県農業協同組合及び家畜診療所等の協力を得て、診療、防疫、消毒に必要な組織を編成し、必要な措置を実施する。畜舎施設並びに飼養畜及び死亡家畜に対する薬剤散布を実施し、家畜伝染病の発生及びまん延の防止を指導する。	・<u>県地域防災計画に併せた内容修正</u>

237	【中国地方整備局、県】 避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、各道路管理者は所管する道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を調査し、緊急度に応じ、復旧作業並びに障害物の除去を行う。通行の危険な路線、区間については所轄警察署に通報するとともに通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設の設置等を行い、道路交通の確保に万全を期す。また、道路の占用物件等の被災により、道路交通に支障がある場合には当該管理者に指示を行う。 国土交通省中国地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC＝FORCE）を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して県、市町村等が行う活動に対する支援を実施するとともに、大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施する。 【町】 （略）	【中国地方整備局、県】 避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、各道路管理者は所管する道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を調査し、緊急度に応じ、復旧作業並びに障害物の除去を行う。通行の危険な路線、区間については所轄警察署に通報するとともに通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設の設置等を行い、道路交通の確保に万全を期す。また、道路の占用物件等の被災により、道路交通に支障がある場合には当該管理者に指示を行う。 国土交通省中国地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC＝FORCE）を派遣し、ヘリ、無人航空機等を活用した被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して県、市町村等が行う活動に対する支援を実施するとともに、大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施する。 【町】 （略）	・県地域防災計画に併せた内容修正
236	第9 河川、ため池、砂防及び治山施設の応急対策 第16節 要配慮者の雲仙確保 第1 基本的な考え方 第2 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策 第3 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動 第4 児童・ひとり親家庭に係る対策 第5 観光客及び外国人に係る対策 第6 社会福祉施設等に係る対策 第17節 孤立地区対策 第1 基本的な考え方 第2 孤立実態の把握 第3 物資供給、救助の実施 第4 道路の応急対策 第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給 第1 基本的な考え方 第2 支援物資の管理体制 第3 食料の確保及び供給 第4 飲料水等の供給 第5 生活必需品等の供給 第19節 災害ボランティアの受入れ、支援 第1 基本的な考え方 第2 災害ボランティアの受入れ、支援 第20節 文教対策 第1 基本的な考え方	第9 河川、ため池、砂防及び治山施設の応急対策 第16節 要配慮者の雲仙確保 第1 基本的な考え方 第2 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策 第3 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動 第4 児童・ひとり親家庭に係る対策 第5 観光客及び外国人に係る対策 第6 社会福祉施設等に係る対策 第17節 孤立地区対策 第1 基本的な考え方 第2 孤立実態の把握 第3 物資供給、救助の実施 第4 道路の応急対策 第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給 第1 基本的な考え方 第2 支援物資の管理体制 第3 食料の確保及び供給 第4 飲料水等の供給 第5 生活必需品等の供給 第19節 災害ボランティアの受入れ、支援 第1 基本的な考え方 第2 災害ボランティアの受入れ、支援 第20節 文教対策 第1 基本的な考え方	

奥出雲町地域防災計画（地震災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘 要																																														
233	死亡家畜の措置については家畜の飼育者に町長への届け出を行わせ、町の指示に従って死体の埋却又は焼却処分等を指導する。 (2) (略) 2～3 (略)	死亡家畜の措置については家畜の飼育者に町長への届け出を行わせ、町の指示に従って死体の埋却又は焼却処分等を指導する。 (2) (略) 2～3 (略)	・県地域防災計画に併せた内容修正																																														
	第7 ライフライン施設応急復旧対策	第7 ライフライン施設応急復旧対策																																															
239	1～7 (略) 8 災害広報等の実施 (1) (略) (2) 災害広報の実施 ア (略) イ (略) 問い合わせ先一覧表 <table><tr><th>種 別</th><th>機 関</th><th>連 絡 先</th></tr><tr><td rowspan="2">電 気</td><td>中国電力(株) 島根支店</td><td>0852-22-5673</td></tr><tr><td>中国電力(株) 出雲営業所</td><td>0120-311-950</td></tr><tr><td>ガ ス</td><td>(LPガス)</td><td>県LPガス協会 各LPガス販売事業者</td></tr><tr><td>水 道</td><td>奥出雲町水道課</td><td>0854-52-2676</td></tr><tr><td>下水道</td><td>奥出雲町水道課</td><td>0854-52-2676</td></tr><tr><td rowspan="2">電話 (NTT)</td><td>NTTビジネスソリューションズ 島根ビジネス営業部 事業推進担当</td><td>0852-20-7534</td></tr><tr><td>(株)NTTドコモ中国支社 島根支店企画総務担当</td><td>0852-25-9501</td></tr></table>	種 別	機 関	連 絡 先	電 気	中国電力(株) 島根支店	0852-22-5673	中国電力(株) 出雲営業所	0120-311-950	ガ ス	(LPガス)	県LPガス協会 各LPガス販売事業者	水 道	奥出雲町水道課	0854-52-2676	下水道	奥出雲町水道課	0854-52-2676	電話 (NTT)	NTTビジネスソリューションズ 島根ビジネス営業部 事業推進担当	0852-20-7534	(株)NTTドコモ中国支社 島根支店企画総務担当	0852-25-9501	1～7 (略) 8 災害広報等の実施 (1) (略) (2) 災害広報の実施 ア (略) イ (略) 問い合わせ先一覧表 <table><tr><th>種 別</th><th>機 関</th><th>連 絡 先</th></tr><tr><td rowspan="2">電 気</td><td>中国電力ネットワーク(株) 出雲ネットワークセンター</td><td>0120-311-957</td></tr><tr><td>ガ ス</td><td>(LPガス)</td></tr><tr><td>水 道</td><td>奥出雲町水道課</td><td>0852-21-9716 各LPガス販売事業者</td></tr><tr><td>下水道</td><td>奥出雲町水道課</td><td>0854-52-2676</td></tr><tr><td rowspan="2">電話 (NTT)</td><td>NTT西日本島根支店</td><td>0854-52-2676</td></tr><tr><td>事業推進担当</td><td>0854-52-2676</td></tr><tr><td rowspan="2">電話 (NTT)</td><td>(株)NTTドコモ中国支社 島根支店企画総務担当</td><td>0852-20-7534</td></tr><tr><td></td><td>0852-25-9501</td></tr></table>	種 別	機 関	連 絡 先	電 気	中国電力ネットワーク(株) 出雲ネットワークセンター	0120-311-957	ガ ス	(LPガス)	水 道	奥出雲町水道課	0852-21-9716 各LPガス販売事業者	下水道	奥出雲町水道課	0854-52-2676	電話 (NTT)	NTT西日本島根支店	0854-52-2676	事業推進担当	0854-52-2676	電話 (NTT)	(株)NTTドコモ中国支社 島根支店企画総務担当	0852-20-7534		0852-25-9501	組織変更に伴う修正
種 別	機 関	連 絡 先																																															
電 気	中国電力(株) 島根支店	0852-22-5673																																															
	中国電力(株) 出雲営業所	0120-311-950																																															
ガ ス	(LPガス)	県LPガス協会 各LPガス販売事業者																																															
水 道	奥出雲町水道課	0854-52-2676																																															
下水道	奥出雲町水道課	0854-52-2676																																															
電話 (NTT)	NTTビジネスソリューションズ 島根ビジネス営業部 事業推進担当	0852-20-7534																																															
	(株)NTTドコモ中国支社 島根支店企画総務担当	0852-25-9501																																															
種 別	機 関	連 絡 先																																															
電 気	中国電力ネットワーク(株) 出雲ネットワークセンター	0120-311-957																																															
	ガ ス	(LPガス)																																															
水 道	奥出雲町水道課	0852-21-9716 各LPガス販売事業者																																															
下水道	奥出雲町水道課	0854-52-2676																																															
電話 (NTT)	NTT西日本島根支店	0854-52-2676																																															
	事業推進担当	0854-52-2676																																															
電話 (NTT)	(株)NTTドコモ中国支社 島根支店企画総務担当	0852-20-7534																																															
		0852-25-9501																																															
	第8 交通施設の応急対策	第8 交通施設の応急対策																																															

241	<u>1</u> (略) <u>2</u> 道路施設の応急対策 <u>【西日本高速道路株式会社】</u> (略) <u>中国地方整備局、県】</u> <u>避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、各道路管理者は所管する道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を調査し、緊急度に応じ、復旧作業並びに障害物の除去を行う。通行の危険な路線、区間については所轄警察署に通報するとともに通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設の設置等を行い、道路交通の確保に万全を期す。また、道路の占用物件等の被災により、道路交通に支障がある場合には当該管理者に指示を行う。</u> <u>国土交通省中国地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して県、市町村等が行う活動に対する支援を実施するとともに、大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施する。</u>	<u>1</u> (略) <u>2</u> 道路施設の応急対策 <u>【西日本高速道路株式会社】</u> (略) <u>【中国地方整備局、県】</u> <u>避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、各道路管理者は所管する道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を調査し、緊急度に応じ、復旧作業並びに障害物の除去を行う。通行の危険な路線、区間については所轄警察署に通報するとともに通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設の設置等を行い、道路交通の確保に万全を期す。また、道路の占用物件等の被災により、道路交通に支障がある場合には当該管理者に指示を行う。</u> <u>国土交通省中国地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）を派遣し、ヘリ、無人航空機等を活用した被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して県、市町村等が行う活動に対する支援を実施するとともに、大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施する。</u>	・<u>県地域防災計画に併せた内容修正</u>
	第2—児童等の安全確認・施設被害状況確認	第2—児童等の安全確認・施設被害状況確認	
256	1～2 (略) 3—児童等の保護者への引き渡し 安全を確保した後は保護者等へ連絡し、保護者の在宅の有無の確認、通学路等の帰路の安全確認、引き渡し場所の安全確認を行い、児童等を引き渡すこととする。児童等が自分で勝手に下校したり、また保護者が学校側のチェックなしで子どもを連れ帰ったりすること等のないよう、出席簿等の名表や事前に準備しておいた「引き渡し確認カード」等の利用など、各学校における具体的な行動マニュアルを作成し、万全を期する。留守家庭や諸般の事情で、児童等を直ちには引き渡すことが困難な状況も予想されるため、一時的に学校等で児童等を保護する必要があることも考えられる。そのため必要な備品等を保管しておくことも必要となる。<u>私立学校については、この対策に準じて自主的に対策を立てるよう指導する。</u>	1～2 (略) 3—児童等の保護者への引き渡し 安全を確保した後は保護者等へ連絡し、保護者の在宅の有無の確認、通学路等の帰路の安全確認、引き渡し場所の安全確認を行い、児童等を引き渡すこととする。児童等が自分で勝手に下校したり、また保護者が学校側のチェックなしで子どもを連れ帰ったりすること等のないよう、出席簿等の名表や事前に準備しておいた「引き渡し確認カード」等の利用など、各学校における具体的な行動マニュアルを作成し、万全を期する。留守家庭や諸般の事情で、児童等を直ちには引き渡すことが困難な状況も予想されるため、一時的に学校等で児童等を保護する必要があることも考えられる。そのため必要な備品等を保管しておくことも必要となる。	・<u>町内に私立学校がないため削除</u>
	第3—応急対策の実施第	第3—応急対策の実施第	
	—第4—応急教育の実施	—第4—応急教育の実施	
	—第5—学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置	—第5—学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置	
	—第6—文化財の保護	—第6—文化財の保護	
	—第21節—廃棄物等の処理	—第21節—廃棄物等の処理	
	—第1—基本的な考え方	—第1—基本的な考え方	
	—第2—廃棄物処理	—第2—廃棄物処理	
260	1～2 (略) 3—処理対策 (1) (略) (2)—災害廃棄物の仮置き ア～イ (略) ウ 仮置場においては、衛生害虫が発生しないよう、また、災害廃棄物以外の物（土砂等）が持ち込まれないよう管理の徹底が必要となる。 エ (略)	1～2 (略) 3—処理対策 (1) (略) (2)—災害廃棄物の仮置き ア～イ (略) ウ 仮置場においては、衛生害虫が発生しないよう、また、災害廃棄物以外の物（生ごみ等）が持ち込まれないよう管理の徹底が必要となる。 エ (略)	・<u>県地域防災計画に併せた内容修正</u>

261	(3) (略) (4) 災害廃棄物の処分 ア 災害廃棄物については、円滑かつ迅速に処理する。また、分別、再生利用等によりその減量が図られるように適切な配慮をする。 (新設) イ 最終処分場が被災して使用が不可能な場合は、事前に町等が県と協議のうえ代替措置を講ずる。	(3) (略) (4) 災害廃棄物の処分 ア 災害廃棄物については、円滑かつ迅速に処理する。また、適切な分別の実施により可能な限り再生利用等によりその減量が図られるように適切な配慮をするとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行う。 イ 環境汚染の未然防止及び住民・作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。 ウ 廃棄物処理施設が被災して使用が不可能な場合は、事前に町等が県と協議のうえ代替措置を講ずる。	・県地域防災計画に併せた内容修正
	第3 し尿処理	第3 し尿処理	
	第4 応援協力体制の確保	第4 応援協力体制の確保	
	第5 廃棄物処理機能の復旧	第5 廃棄物処理機能の復旧	
	第6 産業 廃棄物の処理	第6 事業者による廃棄物の処理	・文言の修正
262	事業者の被災に伴って排出されるごみは、排出事業者が自己の責任において適正に処理する。 なお、排出事業者は、町等が設置している最終処分場で併せて処理する場合は、町等と十分協議をするものとする。	事業者の被災に伴って排出されるごみは、排出事業者が自己の責任において適正に処理する。 なお、排出事業者は、町等が設置している廃棄物処理施設で併せて処理する場合は、町等と十分協議をするものとする。	・県地域防災計画に併せた内容修正

奥出雲町地域防災計画（地震災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘 要
241	【町】 (略)	【町】 (略)	
236	第9 河川、ため池、砂防及び治山施設の応急対策	第9 河川、ため池、砂防及び治山施設の応急対策	
	第16節 要配慮者の雲仙確保	第16節 要配慮者の雲仙確保	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策	第2 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策	
	第3 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動	第3 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動	
	第4 児童・ひとり親家庭に係る対策	第4 児童・ひとり親家庭に係る対策	
	第5 観光客及び外国人に係る対策	第5 観光客及び外国人に係る対策	
	第6 社会福祉施設等に係る対策	第6 社会福祉施設等に係る対策	
	第17節 孤立地区対策	第17節 孤立地区対策	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 孤立実態の把握	第2 孤立実態の把握	
	第3 物資供給、救助の実施	第3 物資供給、救助の実施	
	第4 道路の応急対策	第4 道路の応急対策	
	第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給	第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 支援物資の管理体制	第2 支援物資の管理体制	
	第3 食料の確保及び供給	第3 食料の確保及び供給	
	第4 飲料水等の供給	第4 飲料水等の供給	
	第5 生活必需品等の供給	第5 生活必需品等の供給	
	第19節 災害ボランティアの受入れ、支援	第19節 災害ボランティアの受入れ、支援	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 災害ボランティアの受入れ、支援	第2 災害ボランティアの受入れ、支援	

	第20節 文教対策	第20節 文教対策	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 児童等の安全確認・施設被害状況確認	第2 児童等の安全確認・施設被害状況確認	
260	1～2 (略) 3 児童等の保護者への引き渡し 安全を確保した後は保護者等へ連絡し、保護者の在宅の有無の確認、通学路等の帰路の安全確認、引き渡し場所の安全確認を行い、児童等を引き渡すこととする。児童等が自分で勝手に下校したり、また保護者が学校側のチェックなしで子どもを連れ帰ったりすること等のないよう、出席簿等の名表や事前に準備しておいた「引き渡し確認カード」等の利用など、各学校における具体的な行動マニュアルを作成し、万全を期する。留守家庭や諸般の事情で、児童等を直ちには引き渡すことが困難な状況も予想されるため、一時的に学校等で児童等を保護する必要があることも考えられる。そのため必要な備品等を保管しておくことも必要となる。私立学校については、この対策に準じて自主的に対策を立てるよう指導する。	1～2 (略) 3 児童等の保護者への引き渡し 安全を確保した後は保護者等へ連絡し、保護者の在宅の有無の確認、通学路等の帰路の安全確認、引き渡し場所の安全確認を行い、児童等を引き渡すこととする。児童等が自分で勝手に下校したり、また保護者が学校側のチェックなしで子どもを連れ帰ったりすること等のないよう、出席簿等の名表や事前に準備しておいた「引き渡し確認カード」等の利用など、各学校における具体的な行動マニュアルを作成し、万全を期する。留守家庭や諸般の事情で、児童等を直ちには引き渡すことが困難な状況も予想されるため、一時的に学校等で児童等を保護する必要があることも考えられる。そのため必要な備品等を保管しておくことも必要となる。	・町内に私立学校がないため削除
	第3 応急対策の実施第	第3 応急対策の実施第	

奥出雲町地域防災計画（地震災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘 要
	第4 応急教育の実施	第4 応急教育の実施	
	第5 学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置	第5 学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置	
	第6 文化財の保護	第6 文化財の保護	
262	1 (略) 2 文化財の応急措置 国・県指定建造物をはじめ、国・県指定有形民俗文化財に指定された建造物、及び重要伝統的建造物群に選定されている建造物などは、建造物自体が老朽化しているものが多いので、計画的に修理を進めていくことが必要である。 (以下略)	1 (略) 2 文化財の応急措置 国・県指定建造物をはじめ、国・県指定有形文化財に指定された建造物、及び重要文化的景觀に選定されている建造物などは、建造物自体が老朽化しているものが多いので、計画的に修理を進めていくことが必要である。 (以下略)	・県地域防災計画に併せた内容修正
	第21節 廃棄物等の処理	第21節 廃棄物等の処理	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 廃棄物処理	第2 廃棄物処理	
264	1～2 (略) 3 処理対策 (1) (略) (2) 災害廃棄物の仮置き ア～イ (略) ウ 仮置場においては、衛生害虫が発生しないよう、また、災害廃棄物以外の物(土砂等)が持ち込まれないよう管理の徹底が必要となる。 エ (略)	1～2 (略) 3 処理対策 (1) (略) (2) 災害廃棄物の仮置き ア～イ (略) ウ 仮置場においては、衛生害虫が発生しないよう、また、災害廃棄物以外の物(生ごみ等)が持ち込まれないよう管理の徹底が必要となる。 エ (略)	・県地域防災計画に併せた内容修正

265	(3) (略) (4) 災害廃棄物の処分 ア 災害廃棄物については、円滑かつ迅速に処理する。また、分別再生利用等によりその減量が図られるように適切な配慮をする。 (新設) 4 最終処分場 が被災して使用が不可能な場合は、事前に町等が県と協議のうえ代替措置を講ずる。	(3) (略) (4) 災害廃棄物の処分 ア 災害廃棄物については、円滑かつ迅速に処理する。また、<u>適切な分別の実施により可能な限り</u>再生利用等によりその減量が図られるように適切な配慮をするとともに、<u>復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行う。</u> イ <u>環境汚染の未然防止及び住民・作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。</u> ウ <u>廃棄物処理施設</u>が被災して使用が不可能な場合は、事前に町等が県と協議のうえ代替措置を講ずる。	・<u>県地域防災計画に併せた内容修正</u>
	第3 し尿処理	第3 し尿処理	
	第4 応援協力体制の確保	第4 応援協力体制の確保	
	第5 廃棄物処理機能の復旧	第5 廃棄物処理機能の復旧	
	第6 産業 廃棄物の処理	第6 <u>事業者による廃棄物の処理</u>	・ <u>文言の修正</u>
266	事業者の被災に伴って排出されるごみは、排出事業者が自己の責任において適正に処理する。 なお、<u>排出事業者は、町等が設置している最終処分場</u>で併せて処理する場合は、町等と十分協議をするものとする。	事業者の被災に伴って排出されるごみは、排出事業者が自己の責任において適正に処理する。 なお、<u>排出事業者は、町等が設置している廃棄物処理施設</u>で併せて処理する場合は、町等と十分協議をするものとする。	・<u>県地域防災計画に併せた内容修正</u>
	第22 節 防疫・保健衛生	第22 節 防疫・保健衛生	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 防疫活動	第2 防疫活動	
	第3 保健活動	第3 保健活動	
	第4 精神保健活動	第4 精神保健活動	
	第5 動物愛護管理対策	第5 動物愛護管理対策	
	第23 節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬	第23 節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 遺体の搜索	第2 遺体の搜索	
	第3 遺体の処理	第3 遺体の処理	
	第4 遺体の検視等	第4 遺体の検視等	
	第5 遺体の埋・火葬	第5 遺体の埋・火葬	
	第24 節 住宅確保及び応急対策	第25 節 住宅確保及び応急対策	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 応急住宅の提供	第2 応急住宅の提供	
	第3 被災住宅の応急復旧	第3 被災住宅の応急復旧	
269	1 (略) 2 応急修理 災害救助法を適用した場合、風水害により、住宅が破損し、居住することができないものうち、特に必要と認められる者に対して住宅の応急修理を行う。 住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮等については事業主が、また、公舎、公営住宅については設置主体が行うが、借家等では家主に能力がなく、かつ借家人に能力がないような場合には対象とする。 (1)～(3) (略)	1 (略) 2 応急修理 災害救助法を適用した場合、地震災害により、住宅が破損し、居住することができないものうち、特に必要と認められる者に対して住宅の応急修理を行う。 住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮等については事業主が、また、公舎、公営住宅については設置主体が行うが、借家等では家主に能力がなく、かつ借家人に能力がないような場合には対象とする。 (1)～(3) (略)	・<u>文言の修正</u>
	第4 住宅関係障害物除去	第4 住宅関係障害物除去	
	第5 災害復旧用材の確保	第5 災害復旧用材の確保	
	第6 民間賃貸住宅の紹介、斡旋	第6 民間賃貸住宅の紹介、斡旋	
	第3章 地震災害復旧・復興計画	第3章 地震災害復旧・復興計画	

	——第1節 災害復旧事業の実施	——第1節 災害復旧事業の実施	
	——第1 基本的な考え方	——第1 基本的な考え方	
273	(新設) 災害復旧計画においては、地震災害発生により被災した施設の原状復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。 災害復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。	1趣旨 災害復旧計画においては、地震災害発生により被災した施設の原状復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。 災害復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。	 ・県地域防災計画に併せた内容修正

奥出雲町地域防災計画（地震災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘 要
	第23節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬	第23節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 遺体の搜索	第2 遺体の搜索	
	第3 遺体の処理	第3 遺体の処理	
	第4 遺体の検視等	第4 遺体の検視等	
	第5 遺体の埋・火葬	第5 遺体の埋・火葬	
	第24節 住宅確保及び応急対策	第25節 住宅確保及び応急対策	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 応急住宅の提供	第2 応急住宅の提供	
	第3 被災住宅の応急復旧	第3 被災住宅の応急復旧	
274	1 (略) 2 応急修理 災害救助法を適用した場合、 風水害 により、住宅が破損し、居住することができないもののうち、特に必要と認められる者に対して住宅の応急修理を行う。 住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮等については事業主が、また、公舎、公営住宅については設置主体が行うが、借家等では家主に能力がなく、かつ借家人に能力がないような場合には対象とする。 (1)～(3) (略)	1 (略) 2 応急修理 災害救助法を適用した場合、 地震災害 により、住宅が破損し、居住することができないもののうち、特に必要と認められる者に対して住宅の応急修理を行う。 住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮等については事業主が、また、公舎、公営住宅については設置主体が行うが、借家等では家主に能力がなく、かつ借家人に能力がないような場合には対象とする。 (1)～(3) (略)	 ・文言の修正
	第4 住宅関係障害物除去	第4 住宅関係障害物除去	
	第5 災害復旧用材の確保	第5 災害復旧用材の確保	
	第6 民間賃貸住宅の紹介、斡旋	第6 民間賃貸住宅の紹介、斡旋	
	第3章 地震災害復旧・復興計画	第3章 地震災害復旧・復興計画	
	第1節 災害復旧事業の実施	第1節 災害復旧事業の実施	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	

275	<u>（新設）</u> <u>災害復旧計画においては、地震災害発生により被災した施設の原状復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。</u> <u>災害復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。</u> <u>（新設）</u>	<u>1 趣旨</u> <u>災害復旧計画においては、地震災害発生により被災した施設の原状復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。</u> <u>災害復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。</u> <u>2 留意点</u> <u>(1) 被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、中長期的課題の解決を図る計画復興とするかを早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定する。</u> <u>(2) 災害復興では、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での情報の収集等、膨大な作業を処理する必要があるし、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておけることや対応できることについては、復興事前対策として実施しておくことが望ましい。</u> <u>(3) 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のためのあらゆる場・組織に女性の参画を推進する。併せて、要配慮者の参画を推進する。</u>	<u>・県地域防災計画に併せた内容修正</u>
273	<u>（新設）</u>	<u>2 留意点</u> <u>(1) 被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、中長期的課題の解決を図る計画復興とするかを早急に検討し、復旧・復興の基本方向を決定する。</u> <u>(2) 災害復興では、復興に関する意思決定、都市計画決定や事業認可等の行政上の手続き、土地区画整理や市街地再開発等の事業を行う上での情報の収集等、膨大な作業を処理する必要があるし、手続きの流れや人材の確保等事前に確認しておけることや対応できることについては、復興事前対策として実施しておくことが望ましい。</u> <u>(3) 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のためのあらゆる場・組織に女性の参画を推進する。併せて、要配慮者の参画を推進する。</u>	<u>・県地域防災計画に併せた内容修正</u>
	—— 第2——災害復旧事業計画の作成	—— 第2——災害復旧事業計画の作成	
273	1——事業計画の作成方針の検討 <u>(1) 県及び市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強い県土づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。</u> <u>(2) 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のためのあらゆる場・組織に女性の参画を推進する。併せて、要配慮者の参画を促進する。</u> 2——支援体制 復旧・復興に当たり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求めるものとする。 特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用——する。	1——事業計画の作成方針の検討 <u>——県及び市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強い県土づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。</u> —— 2——支援体制 復旧・復興に当たり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求めるものとする。 特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。	<u>・県地域防災計画に併せた内容修正</u>
	—— 第3——災害復旧事業の実施	—— 第3——災害復旧事業の実施	

274	1 公共施設の復旧等 (1) (略) (2) 実施計画 ア～ウ (略) エ～キ (略) ク 事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な分別、保管、収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。 また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。 2 災害復旧事業計画 公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。 (1) 公共土木施設災害復旧事業計画 ア～カ (略) ク 下水道 (2) (略)	1 公共施設の復旧等 (1) (略) (2) 実施計画 ア～ウ (略) エ 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。 オ～ク (略) 2 災害復旧事業計画 公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。 (1) 公共土木施設災害復旧事業計画 ア～カ (略) キ 水道 ク 下水道 ケ 公園 (2) (略)	・県地域防災計画に併せた内容修正 ・町の「災害廃棄物処理計画」に震災編がないため削除 ・県地域防災計画に併せた内容修正
-----	---	---	--

奥出雲町地域防災計画（地震災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘 要
	第2 災害復旧事業計画の作成	第2 災害復旧事業計画の作成	
275	1 事業計画の作成方針の検討 (1) 県及び市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強い県土づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。 (2) 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のためのあらゆる場・組織に女性の参画を推進する。併せて、要配慮者の参画を促進する。 2 支援体制 復旧・復興に当たり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求めるものとする。 特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。	1 事業計画の作成方針の検討 <u>町及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強い県土づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。</u> 2 支援体制 <u>復旧・復興に当たり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求めるものとする。</u> <u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。</u>	・県地域防災計画に併せた内容修正
	第3 災害復旧事業の実施	第3 災害復旧事業の実施	

276	1 公共施設の復旧等 (1) (略) (2) 実施計画 ア～ウ (略) エ～キ (略) ク 事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な分別、保管、収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。 また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。 2 災害復旧事業計画 公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。 (1) 公共土木施設災害復旧事業計画 ア～カ (略) ク 下水道	1 公共施設の復旧等 (1) (略) (2) 実施計画 ア～ウ (略) エ 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。 オ～ク (略) 2 災害復旧事業計画 公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。 (1) 公共土木施設災害復旧事業計画 ア～カ (略) キ 水道 ク 下水道 ケ 公園	・県地域防災計画に併せた内容修正 ・町の「災害廃棄物処理計画」に震災編がないため削除
2775	(2) (略) (3) 都市災害復旧事業計画 (4) 上、下水道災害復旧事業計画 (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画 (6)～(10) (略) 3 (略)	(2) (略) (3) 社会福祉施設災害復旧事業計画 (4)～(8) (略) 3 (略)	・県地域防災計画に併せた内容修正
	第4 災害復興計画の作成	第4 災害復興計画の作成	
	第5 支援体制	第5 支援体制	
	第2節 生活再建等支援対策の実施	第2節 生活再建等支援対策の実施	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 被災者の生活相談	第2 被災者の生活相談	
	第3 被災者の被災状況の把握	第3 被災者の被災状況の把握	
	第4 義援金、義援品の受付、配分	第4 義援金、義援品の受付、配分	
	第5 生活資金及び事業資金の融資	第5 生活資金及び事業資金の融資	
280	1 (略) 2 被災中小企業への融資 (1)～(2) (略) (3) 設備資金借主及び設備貸与借主に対し貸付金（貸与料）の償還免除（対象物が滅失したとき、あるいは、償還期間の延長を行うよう(財)しまね産業振興財団に指示する (4)～(5) (略) 3 (略)	1 (略) 2 被災中小企業への融資 (1)～(2) (略) (3) 設備貸与借主に対し貸付金（貸与料）の償還免除（対象物が滅失したとき）、あるいは、償還期間の延長を行うよう(財)しまね産業振興財団に指示する (4)～(5) (略) 3 (略)	・県地域防災計画に併せた内容修正
	第6 郵便・電話等の支援措置	第6 郵便・電話等の支援措置	

~~2 被災中小企業への融資~~~~(1)～(2) (略)~~~~(3) 設備資金借主及び設備貸与借主に対し貸付金（貸与料）の償還免除（対象物が滅失したとき、あるいは、償還期間の延長を行うよう(財)しまね産業振興財団に指示する~~~~(4)～(5) (略)~~~~3 (略)~~

281	1 (略) 2 電話関係 次のような通話にかかる料金を免除する。 ・大規模地震対策特別措置法（以下「法」という。）第9条の規定による警戒宣言が発せられた場合に、地震防災対策強化地域（法第3条第1項）に指定された地域及び、強化地域以外でNTT西日本が特に必要があると認める地域内に設置されている公衆電話の電話機等であって、NTT西日本が指定するものから行うダイヤル通話 ・災害が発生した場合に、NTT西日本が指定する公衆電話の電話機等からの通話のうち、り災者が行う通話 3～5 (略)	1 (略) 2 電話関係 「災害救助法」の適用が想定される規模の災害等の発生に伴い、広域停電や交通機関の遮断等の社会的混乱が発生し、固定電話及び携帯電話の通話規制が発生する可能性がある状況等を総合的に勘案し、NTT西日本が公衆電話の無料化を行う。 3～5 (略)	・県地域防災計画に併せた内容修正
	第7 税等の徴収猶予、減免	第7 税等の徴収猶予、減免	
	第8 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給	第8 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給	
	第9 被災者生活再建支援法に基づく支援	第9 被災者生活再建支援法に基づく支援	
	第3節 激甚災害の指定	第3節 激甚災害の指定	
	第1 基本的な考え方	第1 基本的な考え方	
	第2 激甚災害指定手続	第2 激甚災害指定手続	
	第3 激甚災害指定基準	第3 激甚災害指定基準	
	第4 局地激甚災害指定基準	第4 局地激甚災害指定基準	
	第5 特別財政援助等の申請手続等	第5 特別財政援助等の申請手続等	
	第6 激甚法に定める事業及び関係部局	第6 激甚法に定める事業及び関係部局	

奥出雲町地域防災計画（地震災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘 要
	第2 被災者の生活相談	第2 被災者の生活相談	
	第3 被災者の被災状況の把握	第3 被災者の被災状況の把握	
	第4 義援金、義援品の受付、配分	第4 義援金、義援品の受付、配分	
	第5 生活資金及び事業資金の融資	第5 生活資金及び事業資金の融資	
282	1 (略) 2 被災中小企業への融資 (1)～(2) (略) (3) 設備資金借主及び設備貸与借主に対し貸付金（貸与料）の償還免除（対象物が滅失したとき、あるいは、償還期間の延長を行うよう(財)しまね産業振興財団に指示する (4)～(5) (略) 3 被災農林水産業関係者への融資等 (略) (1)～(4) (略) (5) 農業災害補償法等に基づく農業共済組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に共済金の支払いができるよう要請する。 (6) (略)	1 (略) 2 被災中小企業への融資 (1)～(2) (略) (3) 設備貸与借主に対し貸付金（貸与料）の償還免除（対象物が滅失したとき）、あるいは、償還期間の延長を行うよう(財)しまね産業振興財団に指示する (4)～(5) (略) 3 被災農林水産業関係者への融資等 (略) (1)～(4) (略) (5) 農業保険 法等に基づく農業共済組合の農業保険業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に共済金の支払いができるよう要請する。 (6) (略)	・県地域防災計画に併せた内容修正 ・県農林水産総務課の助言により修正
	第6 郵便・電話等の支援措置	第6 郵便・電話等の支援措置	

